

目 次

条 例

- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例（第54号）…………… 2
- 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（第55号）…………… 2
- 秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（第56
号）…………… 3
- 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成お
よび活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（第57号）
…………… 3
- 秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正
する条例（第58号）…………… 4
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第59号）…………… 4
- 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例（第60
号）…………… 4
- 秋田市営住宅条例の一部を改正する条例（第61号）…………… 4
- 秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（第62号）
…………… 5
- 秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改
正する条例（第63号）…………… 5

規 則

- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則（第46号）…………… 6
- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第47号）
…………… 6
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
（第48号）…………… 7
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
の一部を改正する規則（第49号）…………… 7
- 秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規則の一部を改正す
る規則（第50号）…………… 8
- 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成お
よび活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則
（第51号）…………… 8
- 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則および租税
特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正す
る規則（第52号）…………… 10
- 秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第53号）
…………… 10
- 秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関す
る条例施行規則の一部を改正する規則（第54号）…………… 10

教 委 規 則

- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則（第16号）…………… 11
- 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則（第17号）
…………… 11
- 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正す
る規則（第18号）…………… 11

上下水道局管理規程

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規
程（第14号）…………… 11
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規
程の一部を改正する規程（第15号）…………… 11

訓 令

- 秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令（第15号）…………… 12
- 秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第16号）…………… 12
- 秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規程の一部を改正す
る訓令（第17号）…………… 12

教 委 訓 令

- 秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（第 6 号）
…………… 12

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第 5 号）
…………… 13

消防本部訓令

- 秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令（第 2 号）…13

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第296号）…………… 13
- 市道路線の供用開始について（第297号）…………… 14
- 納税通知書の公示送達について（第298号）…………… 14
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第299号）…14
- 現金取扱員への再委任について（第300号）…………… 14
- 放置自転車等の撤去および保管について（第301号）…………… 14
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第302号）…………… 15
- 放置自転車等の撤去および保管について（第303号）…………… 15
- 市税督促状の公示送達について（第304号）…………… 15
- 交付要求通知書の公示送達について（第305号）…………… 15
- 担保権設定等財産の参加差押通知書の公示送達について（第306
号）…………… 15
- 市道路線の廃止について（第307号）…………… 16

○市道路線の認定について（第308号）	16
○市道路線の区域決定および供用開始について（第309号）	16
○平成19年12月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第310号）	17
○平成19年12月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第311号）	35
○字名の設定について（第312号）	41
○字名の設定について（第313号）	42
○自動車臨時運行許可番号標番号の無効について（第314号）	44

○生活保護法による介護機関の指定について（第315号）	44
○生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第316号）	44
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第317号）	45

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第16号）	45
------------------------	----

選 管 告 示

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第76号）	45
○秋田市選挙管理委員および補充員の異動について（第77号）	45
○秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名について（第78号）	45
○検察審査員候補者の選定を行う場所および日時について（第79号）	45

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第15号）	45
---------------------	----

上下水道局告示

○下水道使用料納入通知書の公示送達について（第67号）	46
-----------------------------	----

公 告

○国土調査法により平成18年度に地籍調査を行った地域の土地の地図および簿冊の作成について	46
○開発行為に関する工事の完了について	46
○インフルエンザ定期予防接種について	46
○放置自転車等の撤去および保管について	46
○差押財産の公売について	47
○差押財産の公売について	47
○インフルエンザ定期予防接種について	48
○建築基準法による道路の指定について	48
○農用地利用集積計画の策定について	48
○開発行為に関する工事の完了について	48
○公募型プロポーザルの実施について	48
○インフルエンザ定期予防接種について	49
○入札参加者の公募について	49

上下水道局公告

○平成19年度下水道受益者負担金の賦課対象区域について	51
○一般競争入札の執行について	51
○入札参加希望者の公募について	52

○入札参加資格の申請の受付について	53
○平成19年度下水道受益者負担金の賦課対象区域について	54

条 例

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第54号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第55号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「および勤勉手当」を「勤勉手当および災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」に改める。

第4条第2項中「4号俸」の次に「(55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員にあっては、2号俸)」を加える。

第13条第2項の表に次のように加える。

22	緊急医療等 従事手当	1回につき 20,000円以内	緊急の医療業務又は分べん の介助に従事する職員
----	---------------	--------------------	----------------------------

第27条の3を第27条の4とし、第27条の2第1項中「および勤勉手当」を「勤勉手当および災害派遣手当」に改め、同条を第27条の3とし、第27条の次に次の1条を加える。

（災害派遣手当）

第27条の2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本市に派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合は、当該職員には、災害派遣手当を支給する。

2 災害派遣手当の額は、次の表に掲げるとおりとする。

施 設 の 利用区分	公用の施設又はこれに準ずる施設 （1日につき）	その他の施設（1日につき）
滞在期間		
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

3 前2項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は平成20年1月1日から、第4条の改正規定は平成21年1月1日から施行する。

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第17条の表中「第27条の2第2項」を「第27条の3第2項」に改める。

第22条の表中「第27条の2第2項」を「第27条の3第2項」に、「第27条の3」を「第27条の4」に改める。

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第56号

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員等の旅費に関する条例(昭和28年秋田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「日本郵政公社の調べに係る郵便線路図に掲げる」を「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された」に改め、同条第2項中「前項」を「前項第1号又は第2号」に、「同項」を「同項第1号又は第2号」に、「当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を」を「同項第3号の規定に準じて」に改め、同条第3項中「郵便線路図に掲げる各市町村、各特別区内における郵便局で」を「その証明の基準となる点で、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第57号

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例(趣旨)

第1条 この条例は、企業立地の促進等により本市の産業集積の形成および活性化を図るため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第5条第5項の規定に基づき主務大臣が同意した同条第1項の基本計画に定められている同条第2項第2号の集積区域として設定する区域(以下「同意集積区域」という。)内において製造業、情報通信業、情報通信技

術利用業、運輸業、卸売業又は自然科学研究所に係る事業(以下「適用事業」という。)のための施設を設置した事業者に対する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の要件等)

第2条 市長は、同意集積区域に係る法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が平成21年3月31日までに行われたものに限る。以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、適用事業(法第14条第3項の規定により秋田県知事の承認を受けた企業立地計画に係るものに限る。以下同じ。)のための施設のうち次に掲げる要件に該当するものを設置した事業者について、当該施設の用に供する家屋もしくは構築物(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)(以下「適用家屋等」という。)に対して課する固定資産税の課税免除をすることができる。

(1) 1の施設(1の家屋もしくは構築物又は用途上不可分の関係にある2以上の家屋もしくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。)であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号および第2号又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号および第2号に掲げるものに限る。)および当該家屋又は構築物の敷地である土地(同意日以後に取得した土地であって、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)の取得価額の合計額が3億円(製造業に係るものにあつては、5億円)を超えるものであること。

(2) 当該施設に係る家屋につき当該施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積(機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積(以下「共用部分の床面積」という。)を除く。)のうち当該施設に含まれる部分の床面積(共用部分の床面積を除く。)の占める割合が2分の1以上のものであり、当該施設に係る構築物につき当該施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令第6条第2号又は法人税法施行令第13条第2号に掲げるものに限る。以下同じ。)の取得価額の合計額のうち当該施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が2分の1以上のものであること。

2 前項の規定による課税免除の期間は、適用家屋等のうち家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度とする。

(課税免除の申請等)

第3条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容について審査し、課税免除の額等を規則で定める通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により固定資産税の課税免除を受けた者は、その理由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（課税免除措置の承継）

第4条 適用事業が承継された場合において、適用家屋等が引き続き、当該適用事業のための施設のうち第2条第1項各号に掲げる要件に該当するものの用に供されているときは、当該適用家屋等に対して課する固定資産税の課税免除の措置は、その承継人に対して行うことができるものとする。

2 前項の規定により適用事業の承継人が引き続き課税免除を受けようとするときは、規則で定める届出書を前条第1項に規定する申請書と併せて提出しなければならない。

（課税免除の取消し）

第5条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除の措置を取り消すことができる。

- (1) 適用事業を廃止し、もしくは休止したとき又は適用事業が休止の状況にあると認められるとき。
- (2) 課税免除の申請に不正な行為があったとき。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第58号

秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例（平成16年秋田市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「事業」という。)」を削る。

第3条第1項の表中「93,900円」を「88,200円」に、「109,500円」を「110,400円」に、「139,200円」を「149,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の整備に係る分担金から適用し、同日前の整備に係る分担金については、なお従前の例による。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第59号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4第1号中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62

条の3第4項第15号ハ」に改め、同表第3号中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第60号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「(法)」を「(これらの規定を法)」に改め、同表第7号中「又は第12項ただし書(」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書(これらの規定を)」に、「用途地域」を「用途地域等」に改め、同表第12号中「(法)」を「(これらの規定を法)」に改め、同表中第44号を第46号とし、第31号から第43号までを2号ずつ繰り下げ、同表第30号中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改め、同号を同表第32号とし、同表第29号中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同号を同表第31号とし、同表第28号中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同号を同表第30号とし、同表中第27号を第28号とし、同号の次に次のように加える。

㉑ 法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
---	------------------------------------	---------

別表第26号の次に次のように加える。

㉒ 法第68条の3第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
---	--	---------

別表の備考中「第42号」を「第44号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第61号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、第3号および第4号」を「および第3号から第5号まで」に改め、同条第2号中「第9条の2」を「以下この条および第9条の2」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) その者および現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第5条の2第1項中「前条各号」を「前条第1号から第4号まで」に改め、同条第2項中「、第3号および第4号」を「および第3号から第5号まで」に改める。

第7条第2項中「20歳未満の子を扶養している寡婦」を「配偶者のない母であって20歳未満の子を扶養しているもの」に改める。

第9条の2に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第9条の3に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により引き続き居住を希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第23条第1項中「入居者が」を削り、「当該入居者に対し」を「入居者に対して」に改め、同項第1号中「不正の」を「入居者が不正の」に改め、同項第2号中「家賃を」を「入居者が家賃を」に改め、同項第3号中「正当な」を「入居者が正当な」に改め、同項第4号中「市営住宅」を「入居者又は同居者が市営住宅」に改め、同項第6号を第7号とし、同項第5号中「第9条の2」を「入居者又は同居者が第9条の2」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第23条第4項中「第5号」を「第6号」に改め、同条第5項中「第1項第6号」を「第1項第7号」に改める。

第25条第4号中「第5号」を「第6号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市営住宅条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者について適用し、同日前に市営住宅の入居者の公募が開始されることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第62号

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

秋田市特定公共賃貸住宅条例（平成16年秋田市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「。以下「法」という。」を削り、同条第4号中「。以下「省令」という。」を削る。

第6条を次のように改める。

（入居者の資格）

第6条 一般特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をし

ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において「同居親族」という。）があること。

(2) 現に自ら居住するため住宅を必要としている者であること。

(3) その者の所得が規則で定める基準に該当すること。

(4) その者および同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 単身特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 同居親族がないこと。

(2) 前項第2号から第4号までに掲げる条件に該当すること。

第11条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第12条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により引き続き居住を希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第26条第1項中「入居者が」を削り、「当該入居者に対し」を「入居者に対して」に改め、同項第1号中「不正の」を「入居者が不正の」に改め、同項第2号中「家賃を」を「入居者が家賃を」に改め、同項第3号中「正当な」を「入居者が正当な」に改め、同項第4号中「特定公共賃貸住宅」を「入居者又は当該入居者と同居している者が特定公共賃貸住宅」に改め、同項第6号中「第19条」を「入居者が第19条」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「にあっては、」を「又は当該入居者と同居している者が」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 入居者又は当該入居者と同居している者が暴力団員であることが判明した場合

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市特定公共賃貸住宅条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に特定公共賃貸住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者について適用し、同日前に特定公共賃貸住宅の入居者の公募が開始されることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第63号

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削り、同条第1項中「市議会議員が議会、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会に参会したときならびに」を削り、「当該市議会議員および農業委員」を「当該農業委

員」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

市議会議員が議会、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「議会等」という。）に参会したときは、当該市議会議員の住居と参会場所までの時間、距離等の事項に照らし最も経済的かつ合理的な経路により往復する場合に要する交通機関の運賃に相当する額を費用弁償として支給する。

第 5 条に次の 2 項を加える。

3 同一日において、議会等又は農業委員会に 2 回以上参会したときは、前 2 項に規定する額を重複して支給しない。

4 同一日において、議会等および農業委員会に参会したときは、第 2 項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

規 則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第46号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年秋田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 3 条の 2 を第 4 条とする。

第 5 条中「条例第 6 条第 1 項」を「又は条例第 6 条第 1 項」に改め、「を置き、又は前条第 1 項の規定により休息時間」を削る。

第14条第 1 項の表第12号中「含む」の次に「。以下同じ」を加え、同表中

12の 2	子の看護	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年において 6 日の範囲内の 期間	を
-------	------	---	----------------------------	---

12の 2	出産時養育	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における 5 日の範囲内の期間	に
12の 3	子の看護等	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）をし、又はその子が乳幼児健診もしくは予防接種を受ける際に介助をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	1 の年において 6 日の範囲内の 期間	

改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「第12号の 2」を「第12号から第12号の 3 まで」に改める。

第25条中「、第 4 条第 1 項」および「、休息時間」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第 2 項から第 4 項までの規定は、この規則の施行の日以後に使用する特別休暇について適用し、同日前に使用した特別休暇については、なお従前の例による。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第47号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「および宿日直手当」を「、宿日直手当および

災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」に改める。

第 4 条の15第 1 号中「5 キロメートル」を「4 キロメートル」に、「4,300円」を「4,400円」に改め、同条第 2 号中「5 キロメートル以上10キロメートル」を「4 キロメートル以上 6 キロメートル」に、「6,000円」を「6,100円」に改め、同条第 3 号中「10 キロメートル以上15キロメートル」を「6 キロメートル以上 8 キロメートル」に、「7,400円」を「6,800円」に改め、同条第 4 号中「15キロメートル以上20キロメートル」を「8 キロメートル以上 10 キロメートル」に、「9,800円」を「7,600円」に改め、同条第 5 号中「20キロメートル以上25キロメートル」を「10キロメートル以上12キロメートル」に、「1 万2,300円」を「8,400円」に改め、同条第 6 号中「25キロメートル以上30キロメートル」を「12 キロメートル以上14キロメートル」に、「1 万4,600円」を「9,200円」に改め、同条中第27号を第35号とし、第 7 号から第26号までを 8 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 8 号を加える。

(7) 通勤距離が片道14キロメートル以上16キロメートル未満である職員 1 万200円

(8) 通勤距離が片道16キロメートル以上18キロメートル未満である職員 1 万1,000円

(9) 通勤距離が片道18キロメートル以上20キロメートル未満で

- ある職員 1 万1,800円
- (10) 通勤距離が片道20キロメートル以上22キロメートル未満である職員 1 万2,800円
- (11) 通勤距離が片道22キロメートル以上24キロメートル未満である職員 1 万3,600円
- (12) 通勤距離が片道24キロメートル以上26キロメートル未満である職員 1 万4,800円
- (13) 通勤距離が片道26キロメートル以上28キロメートル未満である職員 1 万5,400円
- (14) 通勤距離が片道28キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1 万6,200円

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条の次に次の 1 条を加える。

(災害派遣手当)

第24条 条例第27条の 2 第 2 項の表に規定する「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは旅館業法（昭和23年法律第138号）第 2 条第 2 項に規定するホテル営業又は同条第 3 項に規定する旅館営業の施設以外の施設をいい、同表に規定する「滞在期間」とは本市に派遣された職員が本市の区域に到着した日から本市の区域を出発した日の前日までの期間をいう。別表第 1 調整基本額の欄中「6,100円」を「6,200円」に改める。

別表第 2 に次のように加える。

22	緊急医療等 従事手当	正規の勤務時間以外の時間において緊急の医療業務（条例第17条の 3 第 1 項の規定に基づき管理職員特別勤務手当が支給されるものを除く。）に従事する医師（分べんの介助に従事する産婦人科に勤務する医師を除く。）および歯科医師（条例第13条の 2 第 1 項の規定に基づき管理職手当が支給される職員に限る。）	1 回につき	10,000円
		正規の勤務時間以外の時間における分べんの介助に従事する産婦人科に勤務する医師	1 回につき20,000円（条例第17条の 3 の規定に基づき管理職員特別勤務手当が支給される場合にあっては、10,000円）	
		その他の職員	1 回につき	10,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の15および別表第 2 の改正規定は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第48号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第17のアの表中

34	33
34	34
35	34
35	34
36	35
36	35
37	35
37	36
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40

を

に改め、別表第17のウの表中

42	40
43	41
42	41
42	42
43	42
43	42
44	43
44	43
45	43
45	44
45	44
46	44
46	45
46	45
47	46
47	46

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成19年 4 月 1 日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第49号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項の前の見出し中「平成19年 1 月 1 日」を「平成20年

1 月 1 日」に改め、同項中「平成19年 1 月 1 日」を「平成20年 1 月 1 日」に、「第15条又は第16条」を「第31条又は第32条」に、「同項」を「以下この項および次項」に、「に相当する数に、施行日（施行日）を」（平成19年 1 月 1 日）に、「又は施行日」を「又は同日」に、「第12条」を「第23条第 3 項、第26条第 2 項（同規則第28条において準用する場合を含む。）もしくは第34条」に改め、「決定された職員にあっては」の次に「、基準号俸数に相当する数に」を加え、「」から平成18年12月31日」を「から同年12月31日」に、「相当する号俸数」を「相当する号俸数）」に改め、同項第 2 号中「次項第 2 号」を「次項第 3 号」に改める。

附則第 6 項中「施行日」を「平成19年 1 月 1 日」に、「平成18年12月31日」を「同年12月31日」に、「前項第 2 号」を「前項第 3 号」に改める。

附則第 7 項中「平成19年 1 月 1 日」を「平成20年 1 月 1 日」に、「第12条」を「第25条第 1 項」に改め、「（給料表の適用を異にする異動を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第50号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第27条の 2 第 3 項」を「第27条の 3 第 3 項」に改める。

第20条を第21条とし、第15条から第19条までを 1 条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の 1 条を加える。

（災害派遣手当）

第15条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本市に派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合は、当該職員には、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）を支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第51号

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に

関する条例（平成19年秋田市条例第57号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第 3 条第 1 項の申請書等）

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規則で定める申請書は、固定資産税課税免除申請書（様式第 1 号）とし、当該申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあっては、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し
- (2) 条例第 2 条第 1 項に規定する適用事業のための施設のうち同項各号に掲げる要件に該当するもの（以下「適用施設」という。）の用に供するものが家屋又は構築物に所在する場合にあっては当該家屋又は構築物全体の平面図であって当該適用施設を明示したものおよび同項に規定する土地にあっては当該適用施設の用に供する家屋又は構築物の敷地である当該土地の平面図
- (3) 課税免除を受けようとする構築物に係る減価償却の明細を明らかにする書類
- (4) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第 1 項の規定に基づき提出した企業立地計画の承認申請書の写しおよび同条第 3 項の規定に基づき秋田県知事が承認した企業立地計画に係る承認の通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（条例第 3 条第 2 項の通知書）

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規則で定める通知書は、固定資産税課税免除決定通知書（様式第 2 号）とする。

（条例第 4 条第 2 項の届出書）

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規則で定める届出書は、事業承継届（様式第 3 号）とする。

（委任）

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

固 定 資 産 税 課 税 免 除 申 請 書							
年 月 日							
（あて先）秋田市長 住所又は所在地 氏名又は名称 印							
秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）第 3 条第 1 項の規定により、年度分の固定資産税について、次のとおり課税免除を申請します。							
課税免除を受けようとする適用施設の用に供する家屋	所 在 地	家屋番号	種 類	構 造	床面積	取得年月日	取 得 価 額
					m ²		円
					m ²		円
	計						① 円
課税免除を受けようとする適用施設の用に供する家屋等に係る土地	所 在 地	地 番	地 目	地 積	取得年月日	取 得 価 額	
				m ²		円	
				m ²		円	
	計						② 円
課税免除を受けようとする適用施設の用に供する減価償却資産	種 類		取 得 価 額				
	構 築 物		③ 円				
(① + ② + ③) の 額						円	
適用施設に係る事業の種類、名称、所在地等	事 業 の 種 類						
	事 業 所 又 は 事 業 所 の 名 称						
	所 在 地 お よ び 電 話 番 号						
	担 当 者 の 氏 名						
	適用施設の用に供した日	年 月 日	事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			

様式第 2 号（第 3 条関係）

固 定 資 産 税 課 税 免 除 決 定 通 知 書				
第 号				
年 月 日				
様 秋田市長 印				
年 月 日付けで申請のあった年度分の固定資産税の課税免除について、次のとおり決定しましたので、秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。				
区 分	土 地	家 屋	償 却 資 産	合 計
申 請 分 の 取 得 価 額	円	円	円	円
課税免除する固定資産の課税標準額	円	円	円	円
課 税 免 除 額	円	円	円	円
摘 要				
（教示） 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。 2 この処分については、上記 1 の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、その決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、秋田市（代表者は秋田市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、上記 1 の異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 上記 1 の異議申立てがあった日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても決定がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

様式第 3 号（第 4 条関係）

事 業 承 継 届		
年 月 日		
(あて先) 秋田市長		
承継人	住所又は所在地 氏名又は名称	印
(担当者)		
電話番号 () -		
次のとおり事業を承継しましたので、秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）第 4 条第 2 項の規定により届け出ます。		
被承継人	住 所 又 は 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称	
事 業 の 種 類		
事 務 所 又 は 事 業 所 の 名 称		
所 在 地		
承 継 年 月 日		
承 継 の 理 由		

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則および租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第52号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則および租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

（租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部改正）

第 1 条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則（昭和55年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条および第 2 条第 1 項第 1 号中「第31条の 2 第 2 項第14号ハ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ハ」に、「第62条の 3 第 4 項第14号ハ」を「第62条の 3 第 4 項第15号ハ」に改める。

第 8 条中「第31条の 2 第 2 項第14号ハおよび第62条の 3 第 4 項第14号ハ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ハおよび第62条の 3 第 4 項第15号ハ」に、「第31条の 2 第 2 項第14号および第62条の 3 第 4 項第14号」を「第31条の 2 第 2 項第15号および第62条の 3 第 4 項第15号」に改める。

（租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部改正）

第 2 条 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則（平成 7 年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条第 1 項および第 3 条中「第31条の 2 第 2 項第15号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第16号ニ」に、「第62条の 3 第 4 項第15号ニ」を「第62条の 3 第 4 項第16号ニ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第53号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第 3 項中「第68条の 5 の 2 第 2 項」を「第68条の 5 の 3 第 2 項」に改め、同条第 6 項中「第 1 項から前項まで」を「前各項」に、「これらに」を「これらの規定に」に改める。

第18条第 1 項中「、法第68条の 5 の 5 」を「（法第87条第 2 項において準用する場合を含む。）、法第68条の 5 の 6 」に改め、同条第 2 項中「第68条の 5 の 4 第 2 項」を「第68条の 5 の 5 第 2 項」に改め、同条第 3 項中「又は法第68条の 5 の 4 第 1 項」を「、法第68条の 5 の 2 又は法第68条の 5 の 5 第 1 項」に改め、同条第 4 項中「第 1 項から前項まで」を「前 3 項」に、「これらに」を「これらの規定に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第54号

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則（平成11年秋田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「第 3 項まで」の次に「もしくは第 7 項（法第 87 条第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「第68条の 5 の 4 第 1 項」を「第68条の 5 の 2、第68条の 5 の 5 第 1 項」に、「第68条の 5 の 5 」を「第68条の 5 の 6 」に改め、同条第 2 号中「第12項」を「第13項」に、「第68条の 5 の 2 第 2 項」を「第68条

の 5 の 3 第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月20日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

秋田市教委規則第16号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年秋田市教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「第23条」を「第18条」に、「、学齢児童の就学義務」を「、学齢児童又は学齢生徒の就学義務」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月20日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

秋田市教委規則第17号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第26条および第40条」を「第35条および第49条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月20日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

秋田市教委規則第18号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「第51条の10」を「第71条」に改める。

第30条第 1 項中「第40条」を「第49条」に、「第26条」を「第35条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

上下水道局管理規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第14号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の表中

34	を	33
34		34
35		34
35		34
36		35
36		35
37		35
37		36
38		36
38		36
39		37
39		37
40		38
40		38
41		39
41		39
42		40
42		40
43		41

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の規定は、平成19年 4 月 1 日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年12月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第15号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程（平成18年秋田市上下水道局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項の前の見出し中「平成19年 1 月 1 日」を「平成20年 1 月 1 日」に改め、同項中「平成19年 1 月 1 日」を「平成20年 1 月 1 日」に、「同項」を「以下この項および次項」に、「に相当する数に、施行日（施行日）を」（平成19年 1 月 1 日）に、「又は施行日」を「又は同日」に改め、「決定された職員にあっては」の次に「、基準号俸数に相当する数に」を加え、「」から平成18年12月31日」を「から同年12月31日」に、「相当する号俸数」を「相当する号俸数」に改め、同項第 2 号中「次項第 2 号」を「次項第 3 号」に改める。

附則第 5 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 勤務成績が特に良好である職員 6 号俸以上

附則第 6 項中「施行日」を「平成19年 1 月 1 日」に、「平成18年12月31日」を「同年12月31日」に、「前項第 2 号」を「前項第 3 号」に改める。

附則第 7 項中「平成19年 1 月 1 日」を「平成20年 1 月 1 日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第15号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市文書取扱規程（昭和48年秋田市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「（公印および電子署名）」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（3）電磁的記録（前 2 号に該当するものを除く。）

第22条に次の 2 項を加える。

2 電磁的記録であって文書法規課長が必要と認めるものには、電子署名を行わなければならない。

3 前項の規定により電子署名を行おうとするときは、電子署名を行おうとする電磁的記録に係る決裁済文書を文書法規課長に提示し、その承認を受けなければならない。

第23条第 3 項中「前条各号」を「前条第 1 項各号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市訓令第16号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成 7 年秋田市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「（勤務時間および休憩時間）」に改め、同条第 1 項中「、休憩時間および休息時間」を「および休憩時間」に改め、同項の表を次のように改める。

勤務の区分	勤 務 時 間	休 憩 時 間
通常勤務	午前 8 時30分から 午後 5 時30分まで	午後零時から 午後 1 時まで
遅番勤務	午前10時から 午後 7 時まで	午後 1 時から 午後 2 時まで

第 8 条第 2 項中「特殊性」の次に「又は当該公署の特殊の必要」を加え、「前項」を「第 1 項」に、「、休憩時間および休息時間」を「および休憩時間」に、「、休憩時間又は休息時間」を「および休憩時間」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に

次の 1 項を加える。

2 任命権者は、前項の表に規定する勤務の区分が通常勤務の場合において、同項の勤務時間および休憩時間によると職員の健康および福祉に重大な影響を及ぼすときは、同項の規定にかかわらず、当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限り、同項の勤務時間および休憩時間をそれぞれ15分間短縮することができる。

第13条第 3 項中「第 3 号後段」を「第 3 号」に改め、「および第16号」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第17号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「および勤勉手当」を「、勤勉手当および災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第 6 号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月27日

秋田市教育委員会

教育長 高 橋 健 一

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会職員服務規程（平成 7 年秋田市教委訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「（勤務時間および休憩時間）」に改め、同条第 1 項中「、休憩時間および休息時間」を「および休憩時間」に改め、同項の表を次のように改める。

勤務時間	休憩時間
午前 8 時30分から午後 5 時 30分まで	午後零時から午後 1 時まで

第 8 条第 2 項中「特殊性」の次に「又は当該公署の特殊の必要」を加え、「前項」を「第 1 項」に、「、休憩時間および休息時間」を「および休憩時間」に、「、休憩時間又は休息時間」を「および休憩時間」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の勤務時間および休憩時間によると職員の健康および福

社に重大な影響を及ぼすときは、同項の規定にかかわらず、当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限り、同項の勤務時間および休憩時間をそれぞれ15分間短縮することができる。

第13条第 3 項中「第 3 号後段」を「第 3 号」に改め、「および第16号」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第 5 号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第 2 項の表を次のように改める。

勤務の種類	区 分	始業時間	終業時間	休憩時間
普通勤務	月曜日から 金曜日まで	8 時30分	17時30分	12時から 13時まで

第18条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 管理者は、前項の表に規定する勤務の種類が普通勤務の場合において、同表の始業時間、終業時間および休憩時間によると職員の健康および福祉に重大な影響を及ぼすときは、同項の規定にかかわらず、当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限り、同項の始業時間、終業時間および休憩時間をそれぞれ15分間短縮することができる。

附 則

出納員から現金取扱員への再委任

委任する出納員	委任を受ける現金取扱員	委 任 事 務
高 橋 範 慶	加 藤 芳 夫	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収委託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	柴 田 弘 毅	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収委託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	加賀谷 正 実	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収委託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	相 原 直 子	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収委託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。

この訓令は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

消 防 本 部 訓 令

秋田市消防本部訓令第 2 号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月27日

秋田市消防長 石 川 勝 直

秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市消防職員服務規程（昭和60年秋田市消防本部訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第13条中「秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」を「秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に改める。

第26条中「秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年秋田市条例第 4 号）」を「勤務時間条例」に改める。

第31条を次のように改める。

第31条 削除

附 則

この訓令は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

告 示

秋田市告示第296号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 4 項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第 5 項において準用する同法第170条第 4 項の規定により告示する。

平成19年12月 3 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

		知書、領収書の保管に関する事務。	
--	--	------------------	--

秋田市告示第297号

市道路線の供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成19年12月 5 日

秋田市道路管理者
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の供用開始の区域

整 理 番 号	路 線 名	供 用 開 始 区 間
2 0 9 0 0	中通七丁目 7 号線	秋田市中通七丁目84番 9 地先 秋田市千秋久保田町110番 2 地先

2 供用開始の期日

平成19年12月 5 日

3 縦覧期間

平成19年12月 5 日から

平成19年12月19日まで

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成19年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第298号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送
達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条
の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送
達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年12月 6 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第299号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の
規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成19年12月 7 日

秋田市道路管理者
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	新旧別	路 線 名	区 域	延 長 （メートル）	幅 員 （メートル）
市道	旧	明 田 山 崎 線	秋田市東通観音前377番地先 秋田市手形字山崎146番 5 地先	1,587.2	4.7 ～ 16.0
	新	明 田 山 崎 線	秋田市東通観音前377番地先 秋田市手形字山崎146番 5 地先	1,587.2	4.7 ～ 25.0

2 縦覧期間

平成19年12月 7 日から

平成19年12月21日まで

秋田市告示第300号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 4 項の規定に基
づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものに
ついては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、
同条第 5 項において準用する同法第170条第 4 項の規定により告
示する。

平成19年12月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 す る 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
黒沢 光伸	柴田 蘭	保育料の収納に関する事務。
黒沢 光伸	村越 鐘子	保育料の収納に関する事務。

秋田市告示第301号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例
第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放
置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自
転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項
の規定により告示する。

平成19年12月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車
等放置規制区域 7 台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車
等放置規制区域 7 台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成19年11月16日から同年11月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車

場内) 秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成19年12月26日から平成20年 6 月26日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第302号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年12月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

秋田市告示第303号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成19年12月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 15台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6 台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成19年12月 1 日から同年12月15日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成20年 1 月 4 日から平成20年 7 月 4 日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還

申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第304号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年12月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成19年度市税督促状

秋田市告示第305号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市山手台三丁目17番地 4 佐 藤 盛 男
- 2 送達する書類名
交付要求通知書 2 通

秋田市告示第306号

次の担保権設定等財産の参加差押通知書は、抵当権者の事務所・事業所の住所又は所在地が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該担保権設定等財産の参加差押通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
東京都千代田区二番町 5 番地 1
第一火災海上保険相互会社
- 2 送達する書類名
担保権設定等財産の参加差押通知書 1 通

秋田市告示第307号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 廃止路線

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 1 0 2 5 3	高 清 水 5 号 線	雄和相川字下野464番 雄和相川字下野464番	
6 0 1 6 5	新屋大川町12号線	新屋大川町501番1地先 新屋大川町512番地先	

2 縦覧期間

平成19年12月26日から

平成20年 1 月 8 日まで

市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第308号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、

1 認定路線

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
6 0 8 3 7	田尻沢東町14号線	新屋田尻沢東町521番地先 新屋田尻沢東町523番地先	
6 0 8 3 8	田尻沢中町15号線	新屋田尻沢中町517番地先 新屋田尻沢東町523番地先	
2 0 9 4 3	仁井田福島31号線	仁井田福島一丁目120番11地先 仁井田福島一丁目120番3地先	
6 0 8 3 9	羽川横長根3号線	下浜羽川字横長根29番5地先 下浜羽川字横長根29番7地先	
2 0 9 4 3	仁井田栄町23号線	仁井田栄町323番17地先 仁井田栄町325番11地先	
7 0 5 8 6	ハ イ タ ウ ン 桜 46 号 線	下北手桜字袖ノ沢124番9地先 下北手桜字袖ノ沢121番6地先	
4 1 2 4 5	泉釜ノ町22号線	泉釜ノ町114番4地先 泉釜ノ町112番2地先	
5 1 0 0 8	御所野ニュータウン 182 号 線	御所野地藏田五丁目28番15地先 御所野地藏田五丁目28番11地先	
5 1 0 0 9	御所野ニュータウン 183 号 線	御所野地藏田五丁目27番6地先 御所野地藏田五丁目27番9地先	
5 1 0 1 0	御所野ニュータウン 184 号 線	御所野地藏田五丁目28番5地先 御所野地藏田五丁目27番10地先	
5 1 0 1 1	御所野ニュータウン 185 号 線	御所野地藏田五丁目28番12地先 御所野地藏田五丁目28番12地先	
5 1 0 1 2	御所野ニュータウン 186 号 線	御所野地藏田五丁目27番4地先 御所野地藏田五丁目27番4地先	
8 0 4 5 3	蓬田矢坂1号線	添川字蓬田28番2地先 添川字矢坂71番1地先	

2 縦覧期間

平成19年12月26日から

平成20年 1 月 8 日まで

秋田市告示第309号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月26日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	田尻沢東町14号線	新屋田尻沢東町521番地先 新屋田尻沢東町523番地先	37.00	6.00
市道	田尻沢中町15号線	新屋田尻沢中町517番地先 新屋田尻沢東町523番地先	49.80	6.00
市道	仁井田福島31号線	仁井田福島一丁目120番11地先 仁井田福島一丁目120番 3 地先	52.80	5.90
市道	羽川横長根 3 号線	下浜羽川字横長根29番 5 地先 下浜羽川字横長根29番 7 地先	49.70	4.00
市道	仁井田栄町23号線	仁井田栄町323番17地先 仁井田栄町325番11地先	86.40	5.70 ～ 6.00
市道	ハイタウン桜 46 号 線	下北手桜字袖ノ沢124番 9 地先 下北手桜字袖ノ沢121番 6 地先	116.50	6.00
市道	泉釜ノ町 22 号 線	泉釜ノ町114番 4 地先 泉釜ノ町112番 2 地先	77.80	6.00
市道	御所野ニュータウン 182 号 線	御所野地藏田五丁目28番15地先 御所野地藏田五丁目28番11地先	79.65	6.00 ～ 10.50
市道	御所野ニュータウン 183 号 線	御所野地藏田五丁目27番 6 地先 御所野地藏田五丁目27番 9 地先	79.69	6.00 ～ 11.00
市道	御所野ニュータウン 184 号 線	御所野地藏田五丁目28番 5 地先 御所野地藏田五丁目27番10地先	63.85	6.00
市道	御所野ニュータウン 185 号 線	御所野地藏田五丁目28番12地先 御所野地藏田五丁目28番12地先	13.55	4.00
市道	御所野ニュータウン 186 号 線	御所野地藏田五丁目27番 4 地先 御所野地藏田五丁目27番 4 地先	13.39	4.00
市道	蓬田矢坂 1 号 線	添川字蓬田28番 2 地先 添川字矢坂71番 1 地先	225.00	5.40 ～ 6.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成19年12月26日

3 縦覧期間

平成19年12月26日から

平成20年 1 月 8 日まで

秋田市告示第310号

平成19年12月 4 日の「平成19年12月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成18年度秋田市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 市 税		円 43,457,454,000	円 46,738,587,961	円 43,630,225,550	円 250,438,569	円 2,859,419,097	円 172,771,550
	1 市 民 税	18,367,397,000	19,382,242,888	18,488,408,333	87,962,158	806,709,392	121,011,333
	2 固定資産税	21,130,122,000	23,325,525,034	21,192,698,351	151,322,419	1,982,134,324	62,576,351
	3 軽自動車税	412,368,000	445,559,400	411,310,827	3,210,392	31,066,381	△1,057,173

	4 市たばこ税	2,191,340,000	2,178,631,864	2,178,631,864	0	0	△12,708,136
	5 釐 産 税	8,145,000	8,168,400	8,168,400	0	0	23,400
	6 特 別 土 地 保 有 税	2,000	1,915,100	0	0	1,915,100	△2,000
	7 入 湯 税	31,595,000	31,050,975	31,050,975	0	0	△544,025
	8 事 業 所 税	1,316,485,000	1,365,494,300	1,319,956,800	7,943,600	37,593,900	3,471,800
2 地方譲与税		3,457,099,000	3,473,069,583	3,473,069,583	0	0	15,970,583
	1 所得譲与税	2,258,347,000	2,258,390,472	2,258,390,472	0	0	43,472
	2 自動車重量 譲 与 税	836,627,000	848,567,000	848,567,000	0	0	11,940,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	295,824,000	292,017,000	292,017,000	0	0	△3,807,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	27,911,000	30,880,111	30,880,111	0	0	2,969,111
	5 航空機燃料 譲 与 税	38,390,000	43,215,000	43,215,000	0	0	4,825,000
3 利子割交付金		126,609,000	131,860,000	131,860,000	0	0	5,251,000
	1 利 子 割 交 付 金	126,609,000	131,860,000	131,860,000	0	0	5,251,000
4 配当割交付金		67,431,000	83,719,000	83,719,000	0	0	16,288,000
	1 配 当 割 交 付 金	67,431,000	83,719,000	83,719,000	0	0	16,288,000
5 株式等譲渡所得割交付金		55,797,000	49,647,000	49,647,000	0	0	△6,150,000
	1 株 式 等 譲渡所得割 交 付 金	55,797,000	49,647,000	49,647,000	0	0	△6,150,000
6 地方消費税交付金		3,253,003,000	3,368,702,000	3,368,702,000	0	0	115,699,000
	1 地方消費税 交 付 金	3,253,003,000	3,368,702,000	3,368,702,000	0	0	115,699,000
7 ゴルフ場利用税交付金		84,917,000	86,916,620	86,916,620	0	0	1,999,620
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	84,917,000	86,916,620	86,916,620	0	0	1,999,620
8 自動車取得税交付金		340,412,000	358,947,000	358,947,000	0	0	18,535,000
	1 自動車取得税 交 付 金	340,412,000	358,947,000	358,947,000	0	0	18,535,000
9 国有提供施設等所在市助成 交付金		9,450,000	9,450,000	9,450,000	0	0	0
	1 国有提供施設等 所在市助成 交 付 金	9,450,000	9,450,000	9,450,000	0	0	0
10 地方特例交付金		1,155,894,000	1,155,894,000	1,155,894,000	0	0	0
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,155,894,000	1,155,894,000	1,155,894,000	0	0	0

11 地方交付税	21,908,342,000	22,052,366,000	22,052,366,000	0	0	144,024,000
1 地方交付税	21,908,342,000	22,052,366,000	22,052,366,000	0	0	144,024,000
12 交通安全対策特別交付金	110,000,000	100,885,000	100,885,000	0	0	△9,115,000
1 交通安全対策特別交付金	110,000,000	100,885,000	100,885,000	0	0	△9,115,000
13 分担金及び負担金	1,077,976,000	1,114,713,346	1,015,345,372	11,960,048	87,407,926	△62,630,628
1 分 担 金	1,336,000	1,350,000	1,350,000	0	0	14,000
2 負 担 金	1,076,640,000	1,113,363,346	1,013,995,372	11,960,048	87,407,926	△62,644,628
14 使用料及び手数料	2,211,390,000	2,320,644,658	2,170,555,403	0	150,089,255	△40,834,597
1 使 用 料	1,368,151,000	1,476,865,238	1,326,775,983	0	150,089,255	△41,375,017
2 手 数 料	843,239,000	843,779,420	843,779,420	0	0	540,420
15 国庫支出金	13,213,199,000	13,100,639,070	12,362,788,070	0	737,851,000	△850,410,930
1 国庫負担金	9,391,426,000	9,370,980,630	9,338,495,630	0	32,485,000	△52,930,370
2 国庫補助金	3,720,747,000	3,635,443,752	2,930,077,752	0	705,366,000	△790,669,248
3 委 託 金	101,026,000	94,214,688	94,214,688	0	0	△6,811,312
16 県 支 出 金	4,359,896,000	4,265,486,729	4,265,486,729	0	0	△94,409,271
1 県 負 担 金	1,852,957,000	1,822,575,624	1,822,575,624	0	0	△30,381,376
2 県 補 助 金	2,054,624,000	2,003,720,734	2,003,720,734	0	0	△50,903,266
3 委 託 金	452,315,000	439,190,371	439,190,371	0	0	△13,124,629
17 財 産 収 入	452,291,000	522,061,486	517,015,627	0	5,045,859	64,724,627
1 財 産 運 用 収 入	255,427,000	267,183,651	262,137,792	0	5,045,859	6,710,792
2 財 産 売 払 収 入	196,864,000	254,877,835	254,877,835	0	0	58,013,835
18 寄 附 金	15,205,000	17,914,737	17,914,737	0	0	2,709,737
1 寄 附 金	15,205,000	17,914,737	17,914,737	0	0	2,709,737
19 繰 入 金	2,604,503,000	213,998,000	213,948,000	0	50,000	△2,390,555,000
1 特 別 会 計 繰 入 金	81,076,000	81,076,000	81,076,000	0	0	0
2 基金繰入金	2,523,427,000	132,922,000	132,872,000	0	50,000	△2,390,555,000
20 繰 越 金	1,636,036,000	1,636,036,107	1,636,036,107	0	0	107

	1 繰越金	1,636,036,000	1,636,036,107	1,636,036,107	0	0	107
21 諸収入		6,097,881,000	6,050,791,077	5,920,168,494	3,248,726	127,374,099	△177,712,506
	1 延滞金、 加算金及び 過料	18,635,000	29,059,772	29,060,014	0	0	10,425,014
	2 市預金利子	870,000	6,925,703	6,925,703	0	0	6,055,703
	3 貸付金元利 収入	5,003,320,000	4,826,763,724	4,813,222,485	0	13,541,239	△190,097,515
	4 受託事業 収入	154,610,000	151,072,681	151,072,681	0	0	△3,537,319
	5 雑入	920,446,000	1,036,969,197	919,887,611	3,248,726	113,832,860	△558,389
22 市債		11,726,600,000	10,679,100,000	10,679,100,000	0	0	△1, 047,500,000
	1 市債	11,726,600,000	10,679,100,000	10,679,100,000	0	0	△1, 047,500,000
歳入合計		117,421,385,000	117,531,429,374	113,300,040,292	265,647,343	3,967,237,236	△4, 121,344,708

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 議会費		円 753,054,000	円 742,530,029	円 0	円 10,523,971	円 10,523,971
	1 議会費	753,054,000	742,530,029	0	10,523,971	10,523,971
2 総務費		14,444,565,000	14,047,385,903	38,850,000	358,329,097	397,179,097
	1 総務管理費	12,701,168,000	12,396,070,211	38,850,000	266,247,789	305,097,789
	2 徴税費	1,108,691,000	1,094,833,642	0	13,857,358	13,857,358
	3 戸籍住民 基本台帳費	268,990,000	250,396,266	0	18,593,734	18,593,734
	4 選挙費	151,142,000	133,152,734	0	17,989,266	17,989,266
	5 統計調査費	109,893,000	76,328,629	0	33,564,371	33,564,371
	6 監査委員費	104,681,000	96,604,421	0	8,076,579	8,076,579
3 民生費		31,049,502,000	30,417,601,506	7,381,000	624,519,494	631,900,494
	1 社会福祉費	13,945,591,000	13,657,206,170	7,381,000	281,003,830	288,384,830
	2 児童福祉費	8,725,418,000	8,442,289,753	0	283,128,247	283,128,247
	3 生活保護費	8,298,269,000	8,240,993,337	0	57,275,663	57,275,663
	4 国民年金費	49,060,000	48,862,246	0	197,754	197,754
	5 災害救助費	31,164,000	28,250,000	0	2,914,000	2,914,000

4 衛 生 費		9,134,551,000	8,861,620,837	363,000	272,567,163	272,930,163
1 環境衛生費		349,765,000	333,935,020	0	15,829,980	15,829,980
2 保健所費		2,010,630,000	1,888,068,991	0	122,561,009	122,561,009
3 清 掃 費		4,655,400,000	4,529,936,126	363,000	125,100,874	125,463,874
4 病 院 費		1,544,098,000	1,544,098,000	0	0	0
5 上水道費		389,652,000	389,652,000	0	0	0
6 食肉衛生 検 査 所 費		185,006,000	175,930,700	0	9,075,300	9,075,300
5 労 働 費		415,705,000	409,058,797	0	6,646,203	6,646,203
1 労働諸費		415,705,000	409,058,797	0	6,646,203	6,646,203
6 農林水産業費		2,158,392,000	1,889,727,762	7,365,000	261,299,238	268,664,238
1 農 業 費		1,711,178,000	1,474,180,965	7,365,000	229,632,035	236,997,035
2 林 業 費		447,214,000	415,546,797	0	31,667,203	31,667,203
7 商 工 費		5,978,566,000	5,797,828,557	0	180,737,443	180,737,443
1 商 工 費		5,978,566,000	5,797,828,557	0	180,737,443	180,737,443
8 土 木 費		22,095,483,000	19,192,188,788	1,516,569,000	1,386,725,212	2,903,294,212
1 土木管理費		445,641,000	441,669,109	0	3,971,891	3,971,891
2 道 路 橋 り ょ う 費		6,331,490,000	4,718,408,962	582,648,000	1,030,433,038	1,613,081,038
3 河 川 費		254,152,000	185,325,695	48,525,000	20,301,305	68,826,305
4 港 湾 費		1,337,452,000	1,330,387,665	0	7,064,335	7,064,335
5 都市計画費		7,435,681,000	6,279,464,171	885,396,000	270,820,829	1,156,216,829
6 下水道費		5,739,850,000	5,739,850,000	0	0	0
7 住 宅 費		551,217,000	497,083,186	0	54,133,814	54,133,814
9 消 防 費		3,290,839,000	3,266,017,590	0	24,821,410	24,821,410
1 消 防 費		3,290,839,000	3,266,017,590	0	24,821,410	24,821,410
10 教 育 費		12,093,377,000	11,198,910,156	358,856,000	535,610,844	894,466,844
1 教育総務費		1,827,151,000	1,723,397,086	0	103,753,914	103,753,914
2 小 学 校 費		3,725,997,000	3,263,506,810	318,832,000	143,658,190	462,490,190

	3 中 学 校 費	1,830,373,000	1,685,151,639	40,024,000	105,197,361	145,221,361
	4 高等学校費	866,456,000	833,792,724	0	32,663,276	32,663,276
	5 社会教育費	2,364,712,000	2,265,180,741	0	99,531,259	99,531,259
	6 保健体育費	668,507,000	635,283,739	0	33,223,261	33,223,261
	7 専修学校費	104,549,000	99,961,821	0	4,587,179	4,587,179
	8 短期大学費	705,632,000	692,635,596	0	12,996,404	12,996,404
11 災害復旧費		29,428,000	20,785,600	0	8,642,400	8,642,400
	1 農林水産施設 災害復旧費	11,222,000	9,349,000	0	1,873,000	1,873,000
	2 公共土木施設 災害復旧費	18,204,000	11,436,600	0	6,767,400	6,767,400
	3 教 育 施 設 災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
12 公 債 費		15,857,230,000	15,824,302,415	0	32,927,585	32,927,585
	1 公 債 費	15,857,230,000	15,824,302,415	0	32,927,585	32,927,585
13 諸 支 出 金		54,731,000	50,509,124	0	4,221,876	4,221,876
	1 公営企業費	54,730,000	50,509,124	0	4,220,876	4,220,876
	2 雑 支 出	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予 備 費		65,962,000	0	0	65,962,000	65,962,000
	1 予 備 費	65,962,000	0	0	65,962,000	65,962,000
歳 出 合 計		117,421,385,000	111,718,467,064	1,929,384,000	3,773,533,936	5,702,917,936

歳入歳出差引残額 1,581,573,228円

平成18年度秋田市土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 国庫支出金		円 783,005,000	円 783,005,000	円 701,150,000	円 0	円 81,855,000	円 △81,855,000
	1 国庫補助金	783,005,000	783,005,000	701,150,000	0	81,855,000	△81,855,000
2 換地清算金		8,346,000	24,819,667	7,226,894	7,580,182	10,012,591	△1,119,106
	1 換地清算金	8,346,000	24,819,667	7,226,894	7,580,182	10,012,591	△1,119,106
3 財産収入		1,000	33,444,233	32,265,559	0	1,178,674	32,264,559
	1 財産売却 収入	1,000	33,444,233	32,265,559	0	1,178,674	32,264,559

4 繰 入 金	1,045,648,000	1,043,859,300	953,944,300	0	89,915,000	△91,703,700
1 繰 入 金	1,045,648,000	1,043,859,300	953,944,300	0	89,915,000	△91,703,700
5 繰 越 金	102,000,000	185,474,525	185,474,525	0	0	83,474,525
1 繰 越 金	102,000,000	185,474,525	185,474,525	0	0	83,474,525
6 諸 収 入	1,000	0	0	0	0	△1,000
1 延滞金、 加 算 金 及 び 過 料	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計	1,939,001,000	2,070,602,725	1,880,061,278	7,580,182	182,961,265	△58,939,722

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支 出 済 額 と の 比 較
1 事 業 費		円 1,933,501,000	円 1,709,789,406	円 197,141,000	円 26,570,594	円 223,711,594
1 土 地 区 画 整 理 費		1,933,501,000	1,709,789,406	197,141,000	26,570,594	223,711,594
2 公 債 費		4,500,000	501,627	0	3,998,373	3,998,373
1 公 債 費		4,500,000	501,627	0	3,998,373	3,998,373
3 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
1 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		1,939,001,000	1,710,291,033	197,141,000	31,568,967	228,709,967

歳入歳出差引残額 169,770,245円

平成18年度秋田州市有林会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収 入 済 額 と の 比 較
1 財 産 収 入		円 3,076,000	円 6,277,954	円 6,277,954	円 0	円 0	円 3,201,954
1 財 産 運 用 収 入		2,796,000	2,800,405	2,800,405	0	0	4,405
2 財 産 売 払 収 入		278,000	2,130,268	2,130,268	0	0	1,852,268
3 分収林収入		2,000	1,347,281	1,347,281	0	0	1,345,281
2 繰 入 金		129,371,000	129,371,000	129,371,000	0	0	0
1 繰 入 金		129,371,000	129,371,000	129,371,000	0	0	0
3 繰 越 金		5,924,000	5,924,728	5,924,728	0	0	728

	1 繰越金	5,924,000	5,924,728	5,924,728	0	0	728
4 諸収入		963,000	1,798,727	1,798,727	0	0	835,727
	1 雑入	963,000	1,798,727	1,798,727	0	0	835,727
5 市債		18,000,000	18,000,000	18,000,000	0	0	0
	1 市債	18,000,000	18,000,000	18,000,000	0	0	0
6 県支出金		5,361,000	5,361,039	5,361,039	0	0	39
	1 県補助金	5,361,000	5,361,039	5,361,039	0	0	39
歳入合計		162,695,000	166,733,448	166,733,448	0	0	4,038,448

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 36,965,000	円 36,946,377	円 0	円 18,623	円 18,623
	1 総務管理費	36,965,000	36,946,377	0	18,623	18,623
2 事業費		32,679,000	31,897,036	0	781,964	781,964
	1 造林事業費	32,679,000	31,897,036	0	781,964	781,964
3 公債費		91,337,000	90,965,080	0	371,920	371,920
	1 公債費	91,337,000	90,965,080	0	371,920	371,920
4 諸支出金		1,404,000	1,403,289	0	711	711
	1 分収交付金	1,404,000	1,403,289	0	711	711
5 予備費		310,000	0	0	310,000	310,000
	1 予備費	310,000	0	0	310,000	310,000
歳出合計		162,695,000	161,211,782	0	1,483,218	1,483,218

歳入歳出差引残額 5,521,666円

平成18年度秋田市市営墓地会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		円 28,196,000	円 27,373,662	円 27,324,222	円 0	円 49,440	円 △871,778
	1 使用料	10,965,000	10,054,800	10,054,800	0	0	△910,200

	2 手 数 料	17,231,000	17,318,862	17,269,422	0	49,440	38,422
2 繰 入 金		40,231,000	32,317,950	32,317,950	0	0	△7,913,050
	1 繰 入 金	40,231,000	32,317,950	32,317,950	0	0	△7,913,050
3 繰 越 金		3,000,000	14,006,342	14,006,342	0	0	11,006,342
	1 繰 越 金	3,000,000	14,006,342	14,006,342	0	0	11,006,342
4 諸 収 入		56,000	112,749	112,749	0	0	56,749
	1 雑 入	56,000	112,749	112,749	0	0	56,749
歳 入 合 計		71,483,000	73,810,703	73,761,263	0	49,440	2,278,263

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総 務 費		円 30,152,000	円 25,400,772	円 0	円 4,751,228	円 4,751,228
	1 総務管理費	30,152,000	25,400,772	0	4,751,228	4,751,228
2 事 業 費		40,231,000	32,317,950	0	7,913,050	7,913,050
	1 事 業 費	40,231,000	32,317,950	0	7,913,050	7,913,050
3 公 債 費		100,000	2,922	0	97,078	97,078
	1 公 債 費	100,000	2,922	0	97,078	97,078
4 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		71,483,000	57,721,644	0	13,761,356	13,761,356

歳入歳出差引残額 16,039,619円

平成18年度秋田市中央卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収 入 済 額 と の 比 較
1 使用料及び手数料		円 276,808,000	円 285,463,652	円 280,274,212	円 0	円 5,189,440	円 3,466,212
	1 使 用 料	276,798,000	285,456,152	280,266,712	0	5,189,440	3,468,712
	2 手 数 料	10,000	7,500	7,500	0	0	△2,500
2 繰 入 金		172,410,000	172,410,000	172,410,000	0	0	0

	1 繰 入 金	172,410,000	172,410,000	172,410,000	0	0	0
3 繰 越 金		18,012,000	18,012,033	18,012,033	0	0	33
	1 繰 越 金	18,012,000	18,012,033	18,012,033	0	0	33
4 諸 収 入		194,187,000	196,412,588	192,573,373	0	3,839,215	△1,613,627
	1 貸 付 金 元 利 収 入	84,325,000	84,350,024	84,350,024	0	0	25,024
	2 雑 入	109,862,000	112,062,564	108,223,349	0	3,839,215	△1,638,651
歳 入 合 計		661,417,000	672,298,273	663,269,618	0	9,028,655	1,852,618

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総 務 費		円 456,906,000	円 439,176,200	円 0	円 17,729,800	円 17,729,800
	1 総務管理費	456,906,000	439,176,200	0	17,729,800	17,729,800
2 事 業 費		12,942,000	12,941,250	0	750	750
	1 中央卸売市場 施設整備費	12,942,000	12,941,250	0	750	750
3 公 債 費		190,569,000	189,763,389	0	805,611	805,611
	1 公 債 費	190,569,000	189,763,389	0	805,611	805,611
4 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		661,417,000	641,880,839	0	19,536,161	19,536,161

歳入歳出差引残額 21,388,779円

平成18年度秋田市農業集落排水会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収 入 済 額 と の 比 較
1 分担金及び負担金		円 47,034,000	円 60,246,775	円 59,776,275	円 96,500	円 374,000	円 12,742,275
	1 分 担 金	47,034,000	60,246,775	59,776,275	96,500	374,000	12,742,275
2 使用料及び手数料		152,118,000	151,915,321	149,138,132	139,723	2,637,466	△2,979,868
	1 使 用 料	152,118,000	151,915,321	149,138,132	139,723	2,637,466	△2,979,868
3 県 支 出 金		391,510,000	391,510,000	391,510,000	0	0	0

	1 県補助金	391,510,000	391,510,000	391,510,000	0	0	0
4 財産収入		10,000	69,008	69,008	0	0	59,008
	1 財産運用収入	10,000	69,008	69,008	0	0	59,008
5 繰入金		283,033,000	283,033,000	283,033,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	276,805,000	276,805,000	276,805,000	0	0	0
	2 基金繰入金	6,228,000	6,228,000	6,228,000	0	0	0
6 繰越金		56,417,000	51,559,633	51,559,633	0	0	△4,857,367
	1 繰越金	56,417,000	51,559,633	51,559,633	0	0	△4,857,367
7 諸収入		5,892,000	5,028,281	5,028,281	0	0	△863,719
	1 雑入	5,892,000	5,028,281	5,028,281	0	0	△863,719
8 市債		397,300,000	378,900,000	378,900,000	0	0	△18,400,000
	1 市債	397,300,000	378,900,000	378,900,000	0	0	△18,400,000
歳入合計		1,333,314,000	1,322,262,018	1,319,014,329	236,223	3,011,466	△14,299,671

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		円 200,446,000	円 188,758,541	円 0	円 11,687,459	円 11,687,459
	1 総務管理費	200,446,000	188,758,541	0	11,687,459	11,687,459
2 事業費		788,202,000	760,825,319	0	27,376,681	27,376,681
	1 農業集落排水事業費	765,668,000	741,296,419	0	24,371,581	24,371,581
	2 個別排水処理事業費	22,534,000	19,528,900	0	3,005,100	3,005,100
3 公債費		344,166,000	342,921,767	0	1,244,233	1,244,233
	1 公債費	344,166,000	342,921,767	0	1,244,233	1,244,233
4 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		1,333,314,000	1,292,505,627	0	40,808,373	40,808,373

歳入歳出差引残額 26,508,702円

平成18年度秋田市大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	円 72,798,000	円 66,768,227	円 66,768,227	円 0	円 0	円 △6,029,773
	1 使 用 料	72,798,000	66,768,227	66,768,227	0	0	△6,029,773
2	寄 附 金	1,000	15,000	15,000	0	0	14,000
	1 寄 附 金	1,000	15,000	15,000	0	0	14,000
3	繰 入 金	294,690,000	292,728,000	292,728,000	0	0	△1,962,000
	1 繰 入 金	294,690,000	292,728,000	292,728,000	0	0	△1,962,000
4	繰 越 金	3,852,000	4,804,922	4,804,922	0	0	952,922
	1 繰 越 金	3,852,000	4,804,922	4,804,922	0	0	952,922
5	諸 収 入	7,376,000	7,780,146	7,780,146	0	0	404,146
	1 雑 入	7,376,000	7,780,146	7,780,146	0	0	404,146
歳 入 合 計		378,717,000	372,096,295	372,096,295	0	0	△6,620,705

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総 務 費	円 307,122,000	円 299,101,479	円 0	円 8,020,521	円 8,020,521
	1 総務管理費	307,122,000	299,101,479	0	8,020,521	8,020,521
2	事 業 費	6,000,000	4,636,800	0	1,363,200	1,363,200
	1 動物園 施設整備費	6,000,000	4,636,800	0	1,363,200	1,363,200
3	公 債 費	64,595,000	64,460,230	0	134,770	134,770
	1 公 債 費	64,595,000	64,460,230	0	134,770	134,770
4	予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		378,717,000	368,198,509	0	10,518,491	10,518,491

歳入歳出差引残額 3,897,786円

平成18年度秋田市廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 発電収入		円 157,633,000	円 163,856,653	円 163,856,653	円 0	円 0	円 6,223,653
	1 発電収入	157,633,000	163,856,653	163,856,653	0	0	6,223,653
2 繰越金		5,702,000	5,702,555	5,702,555	0	0	555
	1 繰越金	5,702,000	5,702,555	5,702,555	0	0	555
歳 入 合 計		163,335,000	169,559,208	169,559,208	0	0	6,224,208

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 13,807,000	円 13,705,200	円 0	円 101,800	円 101,800
	1 総務管理費	13,807,000	13,705,200	0	101,800	101,800
2 繰出金		81,076,000	81,076,000	0	0	0
	1 一般会計 繰出金	81,076,000	81,076,000	0	0	0
3 公債費		67,452,000	66,451,246	0	1,000,754	1,000,754
	1 公債費	67,452,000	66,451,246	0	1,000,754	1,000,754
4 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		163,335,000	161,232,446	0	2,102,554	2,102,554

歳入歳出差引残額 8,326,762円

平成18年度秋田市国民健康保険事業会計歳入歳出決算書

(事 業 勘 定)

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 国民健康保険税		円 9,199,080,000	円 13,664,291,745	円 9,219,076,180	円 573,908,661	円 3,873,841,446	円 19,996,180
	1 国民健康 保 險 税	9,199,080,000	13,664,291,745	9,219,076,180	573,908,661	3,873,841,446	19,996,180
2 使用料及び手数料		2,000	4,500	4,500	0	0	2,500
	1 手 数 料	2,000	4,500	4,500	0	0	2,500

3 国庫支出金	7,822,452,000	7,902,847,532	7,902,847,532	0	0	80,395,532
1 国庫負担金	5,792,501,000	5,794,731,532	5,794,731,532	0	0	2,230,532
2 国庫補助金	2,029,951,000	2,108,116,000	2,108,116,000	0	0	78,165,000
4 療養給付費交付金	5,797,858,000	5,727,164,272	5,727,164,272	0	0	△70,693,728
1 療養給付費交付金	5,797,858,000	5,727,164,272	5,727,164,272	0	0	△70,693,728
5 県支出金	1,347,238,000	1,236,452,417	1,236,452,417	0	0	△110,785,583
1 県負担金	120,812,000	95,264,417	95,264,417	0	0	△25,547,583
2 県補助金	1,226,426,000	1,141,188,000	1,141,188,000	0	0	△85,238,000
6 共同事業交付金	1,947,083,000	1,805,681,803	1,805,681,803	0	0	△141,401,197
1 共同事業交付金	1,947,083,000	1,805,681,803	1,805,681,803	0	0	△141,401,197
7 繰入金	2,189,285,000	2,169,460,952	2,169,460,952	0	0	△19,824,048
1 一般会計繰入金	2,189,285,000	2,169,460,952	2,169,460,952	0	0	△19,824,048
8 繰越金	164,887,000	164,887,873	164,887,873	0	0	873
1 繰越金	164,887,000	164,887,873	164,887,873	0	0	873
9 諸収入	3,680,000	10,882,228	10,304,781	0	577,447	6,624,781
1 延滞金、加算金及び過料	1,151,000	959,300	959,300	0	0	△191,700
2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 雑入	2,528,000	9,922,928	9,345,481	0	577,447	6,817,481
歳入合計	28,471,565,000	32,681,673,322	28,235,880,310	573,908,661	3,874,418,893	△235,684,690

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		円 189,291,000	円 182,064,447	円 0	円 7,226,553	円 7,226,553
	1 総務管理費	85,466,000	84,611,029	0	854,971	854,971
	2 徴税費	95,649,000	89,379,247	0	6,269,753	6,269,753
	3 運営協議会費	181,000	179,621	0	1,379	1,379
	4 収納率向上特別対策事業費	7,995,000	7,894,550	0	100,450	100,450

2 保険給付費		18,742,396,000	18,683,209,247	0	59,186,753	59,186,753
1 療 養 諸 費		16,993,198,000	16,937,902,035	0	55,295,965	55,295,965
2 高額療養費		1,562,608,000	1,561,618,776	0	989,224	989,224
3 移 送 費		40,000	38,436	0	1,564	1,564
4 出 産 育 児 諸 費		76,700,000	75,050,000	0	1,650,000	1,650,000
5 葬 祭 諸 費		109,850,000	108,600,000	0	1,250,000	1,250,000
3 老人保健拠出金		5,699,096,000	5,699,095,167	0	833	833
1 老人保健拠出金		5,699,096,000	5,699,095,167	0	833	833
4 介護納付金		1,479,560,000	1,479,559,861	0	139	139
1 介護納付金		1,479,560,000	1,479,559,861	0	139	139
5 共同事業拠出金		1,789,903,000	1,533,212,924	0	256,690,076	256,690,076
1 共同事業拠出金		1,789,903,000	1,533,212,924	0	256,690,076	256,690,076
6 保健事業費		129,098,000	118,923,485	0	10,174,515	10,174,515
1 保健事業費		129,098,000	118,923,485	0	10,174,515	10,174,515
7 公 債 費		6,000,000	2,698,732	0	3,301,268	3,301,268
1 公 債 費		6,000,000	2,698,732	0	3,301,268	3,301,268
8 諸 支 出 金		267,110,000	264,536,738	0	2,573,262	2,573,262
1 償還金及び還付加算金		267,109,000	264,536,738	0	2,572,262	2,572,262
2 一部負担金		1,000	0	0	1,000	1,000
9 予 備 費		169,111,000	0	0	169,111,000	169,111,000
1 予 備 費		169,111,000	0	0	169,111,000	169,111,000
歳 出 合 計		28,471,565,000	27,963,300,601	0	508,264,399	508,264,399

歳入歳出差引残額 272,579,709円

平成18年度秋田市老人保健医療事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 支払基金交付金		円 16,980,321,000	円 16,936,361,310	円 16,936,361,310	円 0	円 0	円 △43,959,690
1 支 払 基 金 交 付 金		16,980,321,000	16,936,361,310	16,936,361,310	0	0	△43,959,690

2 国庫支出金	9,478,878,000	9,403,902,359	9,403,902,359	0	0	△74,975,641
1 国庫負担金	9,466,651,000	9,391,675,359	9,391,675,359	0	0	△74,975,641
2 国庫補助金	12,227,000	12,227,000	12,227,000	0	0	0
3 県支出金	2,362,939,000	2,343,511,947	2,343,511,947	0	0	△19,427,053
1 県負担金	2,362,939,000	2,343,511,947	2,343,511,947	0	0	△19,427,053
4 繰入金	2,545,644,000	2,545,644,000	2,545,644,000	0	0	0
1 繰入金	2,545,644,000	2,545,644,000	2,545,644,000	0	0	0
5 繰越金	135,238,000	135,238,878	135,238,878	0	0	878
1 繰越金	135,238,000	135,238,878	135,238,878	0	0	878
6 諸収入	6,251,000	9,713,954	9,713,954	0	0	3,462,954
1 雑入	6,251,000	9,713,954	9,713,954	0	0	3,462,954
歳入合計	31,509,271,000	31,374,372,448	31,374,372,448	0	0	△134,898,552

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 68,858,000	円 66,477,292	円 0	円 2,380,708	円 2,380,708
1 総務管理費		68,858,000	66,477,292	0	2,380,708	2,380,708
2 医療諸費		31,369,792,000	30,887,314,225	0	482,477,775	482,477,775
1 医療諸費		31,369,792,000	30,887,314,225	0	482,477,775	482,477,775
3 諸支出金		20,621,000	20,619,226	0	1,774	1,774
1 償還金及び 還付加算金		20,621,000	20,619,226	0	1,774	1,774
4 予備費		50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000
1 予備費		50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000
歳出合計		31,509,271,000	30,974,410,743	0	534,860,257	534,860,257

歳入歳出差引残額 399,961,705円

平成18年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 繰 入 金		円 17,069,000	円 10,669,000	円 10,669,000	円 0	円 0	円 △6,400,000
	1 繰 入 金	17,069,000	10,669,000	10,669,000	0	0	△6,400,000
2 繰 越 金		1,000	60,923,348	60,923,348	0	0	60,922,348
	1 繰 越 金	1,000	60,923,348	60,923,348	0	0	60,922,348
3 諸 収 入		37,983,000	62,588,146	41,889,506	0	20,698,640	3,906,506
	1 貸 付 金 元 利 収 入	37,982,000	61,843,146	41,870,506	0	19,972,640	3,888,506
	2 雑 入	1,000	745,000	19,000	0	726,000	18,000
4 市 債		31,424,000	18,626,000	18,626,000	0	0	△12,798,000
	1 市 債	31,424,000	18,626,000	18,626,000	0	0	△12,798,000
歳 入 合 計		86,477,000	152,806,494	132,107,854	0	20,698,640	45,630,854

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 母子寡婦福祉資金貸付事業 費		円 86,477,000	円 48,683,738	円 0	円 37,793,262	円 37,793,262
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	86,477,000	48,683,738	0	37,793,262	37,793,262
歳 出 合 計		86,477,000	48,683,738	0	37,793,262	37,793,262

歳入歳出差引残額 83,424,116円

平成18年度秋田市介護保険事業会計歳入歳出決算書
(保 険 事 業 勘 定)

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 保 険 料		円 3,200,241,000	円 3,471,757,478	円 3,302,157,885	円 53,648,139	円 118,795,394	円 101,916,885
	1 介護保険料	3,200,241,000	3,471,757,478	3,302,157,885	53,648,139	118,795,394	101,916,885
2 手 数 料		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 手 数 料	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 国庫支出金		4,105,597,000	3,848,025,120	3,846,166,120	0	1,859,000	△259,430,880

	1 国庫負担金	3,292,906,000	2,908,034,000	2,908,034,000	0	0	△384,872,000
	2 国庫補助金	812,691,000	939,991,120	938,132,120	0	1,859,000	125,441,120
4	支払基金交付金	5,112,056,000	4,976,345,000	4,976,345,000	0	0	△135,711,000
	1 支払基金交付金	5,112,056,000	4,976,345,000	4,976,345,000	0	0	△135,711,000
5	県支出金	2,069,155,000	2,414,843,560	2,414,843,560	0	0	345,688,560
	1 県負担金	2,058,065,000	2,403,746,000	2,403,746,000	0	0	345,681,000
	2 県補助金	11,090,000	11,097,560	11,097,560	0	0	7,560
6	財産収入	2,198,000	2,193,144	2,193,144	0	0	△4,856
	1 基金運用収入	2,198,000	2,193,144	2,193,144	0	0	△4,856
7	繰入金	2,372,451,000	2,300,923,173	2,300,923,173	0	0	△71,527,827
	1 一般会計繰入金	2,372,451,000	2,300,923,173	2,300,923,173	0	0	△71,527,827
8	繰越金	235,926,000	235,926,569	235,926,569	0	0	569
	1 繰越金	235,926,000	235,926,569	235,926,569	0	0	569
9	諸収入	49,000	148,486	148,486	0	0	99,486
	1 延滞金、加算金及び過料	47,000	131,086	131,086	0	0	84,086
	2 雑入	2,000	17,400	17,400	0	0	15,400
歳入合計		17,097,674,000	17,250,162,530	17,078,703,937	53,648,139	120,654,394	△18,970,063

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	円 294,154,000	円 270,751,708	円 9,240,000	円 14,162,292	円 23,402,292
	1 総務管理費	294,154,000	270,751,708	9,240,000	14,162,292	23,402,292
2	保険給付費	16,464,526,000	16,209,372,425	0	255,153,575	255,153,575
	1 介護サービス等諸費	15,286,432,000	15,286,431,862	0	138	138
	2 支援サービス等諸費	293,427,000	40,236,583	0	253,190,417	253,190,417
	3 高額介護サービス等費	232,354,000	232,353,875	0	125	125
	4 特定入所者介護サービス等費	622,113,000	622,112,780	0	220	220
	5 その他諸費	30,200,000	28,237,325	0	1,962,675	1,962,675

3 財政安定化基金拠出金	17,746,000	17,677,451	0	68,549	68,549
1 財政安定化基金拠出金	17,746,000	17,677,451	0	68,549	68,549
4 地域支援事業費	64,753,000	49,491,003	0	15,261,997	15,261,997
1 介護予防事業費	25,999,000	16,706,417	0	9,292,583	9,292,583
2 包括的支援事業・任意事業費	38,754,000	32,784,586	0	5,969,414	5,969,414
5 基金積立金	137,387,000	137,387,000	0	0	0
1 基金積立金	137,387,000	137,387,000	0	0	0
6 公債費	8,365,000	7,531,541	0	833,459	833,459
1 公債費	1,000,000	167,208	0	832,792	832,792
2 財政安定化基金償還金	7,365,000	7,364,333	0	667	667
7 諸支出金	100,743,000	100,729,853	0	13,147	13,147
1 償還金及び還付加算金	100,743,000	100,729,853	0	13,147	13,147
8 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
1 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳 出 合 計	17,097,674,000	16,792,940,981	9,240,000	295,493,019	304,733,019

歳入歳出差引残額 285,762,956円

秋田市告示第311号

平成19年12月25日の「平成19年12月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成19年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

平成19年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129,587千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,815,686

千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		12,701,687	△6,353	12,695,334
	1 国庫負担金	9,750,096	△1,881	9,748,215
	2 国庫補助金	2,855,993	△14,211	2,841,782

	3 委託金	95,598	9,739	105,337
16 県支出金		5,504,509	4,918	5,509,427
	2 県補助金	2,389,396	4,918	2,394,314
20 繰越金		893,979	72,348	966,327
	1 繰越金	893,979	72,348	966,327
22 市債		9,199,500	△200,500	8,999,000
	1 市債	9,199,500	△200,500	8,999,000
歳 入 合 計		113,945,273	△129,587	113,815,686

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		13,716,728	40,666	13,757,394
	2 徴税費	1,153,521	5,400	1,158,921
	3 戸籍住民基本台帳費	288,376	29,670	318,046
	4 選挙費	414,221	5,596	419,817
3 民生費		31,896,462	12,148	31,908,610
	1 社会福祉費	14,571,911	5,409	14,577,320
	4 国民年金費	54,790	6,739	61,529
4 衛生費		8,391,519	57,754	8,449,273
	2 保健所費	2,117,752	5,837	2,123,589
	3 清掃費	4,115,203	51,917	4,167,120
7 商工費		6,011,428	7,816	6,019,244
	1 商工費	6,011,428	7,816	6,019,244
8 土木費		19,676,071	△11,000	19,665,071
	5 都市計画費	6,900,816	△11,000	6,889,816
10 教育費		11,582,496	△236,971	11,345,525
	1 教育総務費	2,298,887	3,000	2,301,887
	3 中学校費	2,245,204	△239,971	2,005,233

歳 出 合 計	113,945,273	△129,587	113,815,686
---------	-------------	----------	-------------

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
10 教育費	3 中学校費	秋田北中学校増改築等事業	1,665,059	平成19年度	589,782	1,521,354	平成19年度	349,811
				平成20年度	1,075,277		平成20年度	1,171,543

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外 部 監 査 実 施 経 費	平成19年度～平成20年度	10,500
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成19年度設定文書法規課分)	平成19年度～平成20年度	2,033
同 上 (平成19年度設定人事課分)	平成19年度～平成20年度	8,674
同 上 (平成19年度設定防災対策課分)	平成19年度～平成20年度	767
同 上 (平成19年度設定企画調整課分)	平成19年度～平成20年度	1,449
同 上 (平成19年度設定情報政策課分)	平成19年度～平成20年度	135,301
同 上 (平成19年度設定広報課分)	平成19年度～平成20年度	28,979
同 上 (平成19年度設定市民相談室分)	平成19年度～平成20年度	1,672
同 上 (平成19年度設定東京事務所分)	平成19年度～平成20年度	12,700
同 上 (平成19年度設定財政課分)	平成19年度～平成20年度	3,780
同 上 (平成19年度設定契約課分)	平成19年度～平成20年度	75
同 上 (平成19年度設定管財課分)	平成19年度～平成20年度	158,545
同 上 (平成19年度設定市民税課分)	平成19年度～平成20年度	9,818
同 上 (平成19年度設定生活総務課分)	平成19年度～平成20年度	37,755
同 上 (平成19年度設定市民課分)	平成19年度～平成20年度	8,442
同 上 (平成19年度設定自治振興課分)	平成19年度～平成20年度	35,618
同 上 (平成19年度設定土崎支所分)	平成19年度～平成20年度	3,338
同 上 (平成19年度設定新屋支所分)	平成19年度～平成20年度	930
同 上 (平成19年度設定福祉総務課分)	平成19年度～平成20年度	155,729
同 上 (平成19年度設定食肉衛生検査所分)	平成19年度～平成20年度	3,702
同 上 (平成19年度設定保健総務課分)	平成19年度～平成20年度	32,554

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成19年度設定環境総務課分)	平成19年度～平成20年度	1,831,451
同 上 (平成19年度設定商業観光課分)	平成19年度～平成20年度	34,191
同 上 (平成19年度設定工業労政課分)	平成19年度～平成20年度	215,304
同 上 (平成19年度設定港湾貿易振興課分)	平成19年度～平成20年度	87,774
同 上 (平成19年度設定農林総務課分)	平成19年度～平成20年度	7,774
同 上 (平成19年度設定建設総務課分)	平成19年度～平成20年度	56,406
同 上 (平成19年度設定都市総務課分)	平成19年度～平成20年度	849,881
同 上 (平成19年度設定河辺市民センター分)	平成19年度～平成20年度	7,471
同 上 (平成19年度設定雄和市民センター分)	平成19年度～平成20年度	7,030
同 上 (平成19年度設定河辺地域活動センター分)	平成19年度～平成20年度	1,914
同 上 (平成19年度設定雄和地域活動センター分)	平成19年度～平成20年度	1,914
同 上 (平成19年度設定美短事務局総務課分)	平成19年度～平成20年度	47,178
同 上 (平成19年度設定会計課分)	平成19年度～平成20年度	92
同 上 (平成19年度設定議会事務局分)	平成19年度～平成20年度	2,935
同 上 (平成19年度設定選挙管理委員会事務局分)	平成19年度～平成20年度	159
同 上 (平成19年度設定教育委員会総務課分)	平成19年度～平成20年度	151,895
同 上 (平成19年度設定学事課分)	平成19年度～平成20年度	119,520
同 上 (平成19年度設定教育研究所分)	平成19年度～平成20年度	31,936
同 上 (平成19年度設定文化振興室分)	平成19年度～平成20年度	2,892
同 上 (平成19年度設定スポーツ振興課分)	平成19年度～平成20年度	161,938
同 上 (平成19年度設定生涯学習室分)	平成19年度～平成20年度	59,658
同 上 (平成19年度設定中央公民館分)	平成19年度～平成20年度	3,614
同 上 (平成19年度設定土崎公民館分)	平成19年度～平成20年度	590
同 上 (平成19年度設定西部公民館分)	平成19年度～平成20年度	96
同 上 (平成19年度設定東部公民館分)	平成19年度～平成20年度	185
同 上 (平成19年度設定南部公民館分)	平成19年度～平成20年度	150
同 上 (平成19年度設定北部公民館分)	平成19年度～平成20年度	224

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成19年度設定河辺公民館分)	平成19年度～平成20年度	146
同 上 (平成19年度設定雄和公民館分)	平成19年度～平成20年度	406
同 上 (平成19年度設定太平山自然学習センター分)	平成19年度～平成20年度	37,815
同 上 (平成19年度設定自然科学学習館分)	平成19年度～平成20年度	10,200
同 上 (平成19年度設定中央図書館明德館分)	平成19年度～平成20年度	16,737
同 上 (平成19年度設定土崎図書館分)	平成19年度～平成20年度	4,931
同 上 (平成19年度設定新屋図書館分)	平成19年度～平成20年度	4,486
同 上 (平成19年度設定雄和図書館分)	平成19年度～平成20年度	406
同 上 (平成19年度設定千秋美術館分)	平成19年度～平成20年度	78,044
同 上 (平成19年度設定赤れんが郷土館分)	平成19年度～平成20年度	6,062
同 上 (平成19年度設定民俗芸能伝承館分)	平成19年度～平成20年度	4,806
同 上 (平成19年度設定佐竹史料館分)	平成19年度～平成20年度	4,826
同 上 (平成19年度設定文化会館分)	平成19年度～平成20年度	90,895
同 上 (平成19年度設定商業高校分)	平成19年度～平成20年度	3,648
同 上 (平成19年度設定御所野学院高校分)	平成19年度～平成20年度	1,447
同 上 (平成19年度設定消防本部総務課分)	平成19年度～平成20年度	62,821

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
公 園 整 備 費	144,000	△9,900	134,100			
中 学 校 費	449,400	△190,600	258,800			
計	9,199,500	△200,500	8,999,000			

平成19年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）
 平成19年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、
 次に定めるところによる。
 （債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により
 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度
 額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成19年度設定)	平成19年度～平成20年度	16,359

平成19年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）
平成19年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成19年度設定）	平成19年度～平成20年度	40,016

平成19年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第1号）
平成19年度秋田市の農業集落排水会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）
第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成19年度設定環境総務課分）	平成19年度～平成20年度	6,735
同上 （平成19年度設定農林総務課分）	平成19年度～平成20年度	100,496

平成19年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）
平成19年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成19年度設定）	平成19年度～平成20年度	15,384

平成19年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）
平成19年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	平成19年度～平成20年度	4,656
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成19年度設定福祉総務課分）	平成19年度～平成20年度	31,933

平成19年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）
（総則）
第1条 平成19年度秋田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為）
第2条 平成19年度秋田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条

の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成19年度から20年度まで	589,646千円

平成19年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）
（総則）

第1条 平成19年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成19年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成19年度から20年度まで	582,320千円
配水管整備事業	平成19年度から20年度まで	286,000千円

平成19年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）
（総則）

第1条 平成19年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為）

第2条 平成19年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成19年度から20年度まで	506,719千円
管渠建設事業	平成19年度から20年度まで	230,000千円

秋田市告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき、公示する。

下記の設置の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

記

字 名	設 定 区 域
秋田市雄和新波字 新波	秋田市雄和新波字志開 1 から13まで、16から99まで、100の1、100の2、101から110まで、111の1、111の2、112から115まで、116の1、116の2、117から122まで、123の1、124から127まで、128の1、128の2、129の1、129の2、130、131の1、131の2、132から164まで、165の1、166から169まで、170の1、170の2、171から175まで、176の1、176の2、177から185までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外の公共物の全部
	秋田市雄和新波字下モ野 199の1、237の1、239およびこれらの区域に隣接する道路である法定外公共物の全部ならびに156から161までおよび193から197までに隣接する道路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和新波字新町 28の1、28の2、29、30の1、30の2、31、32、33の1、33の2、34、35、36の1から36の3まで、38の一部、68の一部、78から81まで、82の1、82の2、83の1、83の2、84の1、84の2、85から88まで、89の1、89の2、90から92まで、93の1、93の2、94の1、94の2、95、106の一部、107、108の1、108の2、109、110の一部、114の1、114の3、114の5の一部、114の6の一部、116、117、117の1、118、118の1、119、128の1、128の2、129、129の1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和新波字竹ノ花 49の一部、50の1、51、51の1、53、54、55の一部、56の一部、58の一部、59、59の1、59の2、60から64まで、67の1の一部、68の1の一部、69から77まで、77の1、78から87まで、97の1、98から101まで、102の1、103から105まで、106の1、106の2、107、108およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和新波字碓り 1 の1、2 から13まで、14の1、15の1、16から24まで、27から34まで、35の1、36の1、37から50まで、52から58まで、58の1、59、59の1、60の一部、62、63の2、63の3、65の1、66、66の1、67から81まで、83の1の一部、84の一部、85から89まで、89の1、89の2、91から95まで、96の1、96の2、97の1、97の2、98から117まで、118の1、119の1、122から131まで、132の2 から132の13まで、133の1、134から160まで、161の1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和新波字寺沢 3、4、6、10、11、13から30まで、33から36まで、37の1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和新波字山崎 1 の1、2 の1、3 から50まで、51の2 から51の18まで、52から56まで、56の1、57、58、58の1、59、59の1、60から67まで、70から92まで、93の1、94の1、95の1、96から130まで、131の1、132

	の 1、146の 1、147から159まで、180の 2、181から195まで、196の 1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和新波字清水木 11から20まで、21の 1、22の 1、23の 1、24の 1、25、26の 1、27の 1、28の 1、29の 1、30の 1、31から38まで、44の 1、45の 1、46の 2、46の 4、47から50まで、53の 1、54の 1、55の 1、56の 1、57の 1、58の 1、59から62まで、62の 1 から62の 3 まで、62の 6、62の 8、63、64、65の 1、66の 1、66の 2、67の 1、67の 2、69、69の 1、70、71の 1、72の 1、73の 1、76の 1、77の 1、78、79の 1、80の 2、80の 3、81の 1、82の 1、104の 2、105の 2、144から148まで、151、152、152の 1、153、154の 1、155から167まで、201から214まで、215の 1、216、217、235から262までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和新波字志田野 41の 1、41の 2、210の 1 の一部、211の 1、212の 1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和新波字大巻 63、70の 1、159、162から166まで、168の 1 から168の 5 まで、169から171まで、172の 1、172の 2、173の 1 から173の 4 まで、174から176まで、178の 1 から178の 5 まで、179、180、182の 1、182の 2、193、194の 1、194の 2、195、196の 1、289、290の 1、291およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和新波字大袋 2 の 1、2 の 2、3 の 1、3 の 2、4 の 1、4 の 2、5 の 1、5 の 2、6 から9 まで、10の 1、10の 2、11、12、13の 1、13の 2、14から35まで、36の 1、36の 2、37から78まで、79の 1、79の 2、80 から84まで、85の 1、85の 2、86の 1 から86の 4 まで、87から102まで、103の 1、103の 2、104から124まで、125の 1、125の 2、126、127、128の 1、129から140まで、141の 1、142の 1、143から153 まで、154の 1、155から199まで、200の一部、201から211まで、212の一部、213から282までおよびこれらの区域に隣接介在する道路である法定外公共物の全部

秋田市告示第313号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 2 項の規定に基づき、公示する。

下記の設置の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24

年法律第195号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

記

字 名	設 定 区 域
秋田市雄和女米木 字女米木	秋田市雄和女米木字宝生口 1、1 の13から1 の47まで、1 の49から1 の74まで、1 の76から1 の79まで、1 の97、2、2 の13から2 の56まで、3、3 の1 から3 の7 まで、3 の13から3 の26まで、3 の31から3 の43まで、3 の48から3 の53まで、4、4 の1 から4 の6 まで、4 の18から4 の35まで、4 の41から4 の46まで、4 の52から4 の70まで、5、5 の1 から5 の15まで、6 から11まで、12の 1、12の 2、13の 1、13の 2、14から41まで、42の 1、42の 2、43の 1、43の 2、44の 1、44の 2、45から79まで、80の 1、80の 2、81から85まで、92、94から105まで、115から120まで、121の 1、121の 2、122の 1、122の 2、123から129まで、130の 1、130の 2、131から147まで、250、251、252の 1、253の 1、253の 2、254から283まで、285の 1、286の 1、287の 1、288から290まで、291の 1、292の 2、293の 1、293の 2、294の 1、320の 1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和女米木字猫沢 1 の1 から1 の6 まで、1 の8 から1 の18まで、2 の1 から2 の8 まで、2 の11から2 の44まで、2 の48から2 の51まで、2 の56、2 の61、2 の62、4 の1、5 の1 から5 の7 まで、5 の13から5 の26 まで、197の 1、197の 2、198の 1、198の 4、199から203まで、205から231まで、232の 1、232の 2、233の 1、233の 2、234の 1、234の 2、235の 1、235の 2、236から243まで、244の 1、244の 2、245 から249まで、251から261まで、262の 1、262の 4、263、264の 1、264の 2、265から285まで、286 の 1、286の 2、287の 1、287の 2、288の 1、288の 2、289の 1、289の 2、290の 1、290の 2、291 の 1、291の 2、293の 1、293の 2、294から329まで、330の 1、330の 2、331の 1、331の 2、332の 1、332の 2、333の 1、333の 2、334の 1、334の 2、335、336の 1、336の 2、337から346まで、347 の 1、347の 2、348から368まで、372の 2、373の 2、374の 2、375から406まで、411から440まで、

446の 1、446の 2、447の 1、447の 2、448の 1、448の 2、449の 1、449の 2、450から476まで、477の 1、477の 2 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和女米木字石川

1、1の 1から1の 4まで、1の 7から1の 10まで、1の 24から1の 39まで、2から5まで、6の 1、6の 2、7の 1、7の 2、8から31まで、32の 1、32の 2、33の 1、33の 2、34の 1から34の 3まで、35の 1、35の 2、36から66まで、69の 1、69の 2、70の 1、70の 2、71の 1、71の 2、72の 1、72の 2、73の 1、73の 2、74の 1、74の 2、75から102まで、103の 1、103の 2、104の 1、104の 2、105の 1、105の 2、106の 1、106の 2、107の 1、107の 2、108から118まで、119の 1、119の 2、120、121、122の 1、122の 2、123から132まで、133の 1、133の 2、134の 1、134の 2、135の 1、135の 2、136の 1、136の 2、137の 1、137の 2、138の 1、138の 2、139の 1、139の 2、140の 1、140の 2、141から152まで、153の 1、153の 2、154、155の 1、155の 2、156の 1、156の 2、157の 1、157の 2、158の 1、158の 2、159の 1、159の 2、160の 1、160の 2、161の 1、161の 2、162の 1、162の 2、163の 1、163の 2、164の 1、164の 2、165の 1、165の 2、166の 1、166の 2、167の 1、167の 3、168の 1、168の 3、169の 1から169の 3まで、170の 1、170の 2、171の 1、171の 2、172の 1、172の 2、173の 1、173の 2、174の 1、174の 2、175の 1、175の 2、176の 1、176の 2、177から197まで、198の 1、198の 2、199の 1、199の 2、200の 1、200の 2、201から204まで、206から209まで、211の 1、295、296の 1、296の 2、297から304まで、305の 1、305の 2、306の 1、306の 2、307の 1、307の 2 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和女米木字長面

2の 1から2の 41まで、63の 5、64の 4、65の 4、66、67、76、77の 1、77の 3、78の 1、78の 2、79から104まで、106から108まで、109の一部、110、111から120までの各一部、121から129まで、138から144まで、146から157まで、158から161までの各一部、169の一部、180から183までの各一部、184から187まで、192の一部、193の一部およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和女米木字山崎

1、2、3の 1、3の 2、4、5、6の 1、7の 1、7の 2、8から10まで、11の 1、12の 1、12の 2、12の 5、13の 1、14から17まで、18の 1、18の 2、19から22まで、23の 1、23の 3、25の 1、26の 1、27から32まで、33の 1、33の 2、34から39まで、40の 1、41の 1、42の 1、43の 1、44から61まで、62の 1、63の 1、64から74まで、75の 1、75の 2、76から86まで、87の 1、88の 1、88の 3、89から98まで、99の 1、99の 2、100の 1、100の 2、101の 1、101の 2、102から112まで、113の 1、113の 3、114の 1、114の 3、115から125まで、126の 1、126の 2、127から132まで、133の 1、134の 1、135、136およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和女米木字六百刈

8の 1、8の 3、9の 1、10から26まで、27の 1、27の 2、28の 1、28の 2、29から34まで、35の 1、35の 2、36、37、38の 1、38の 2、39から44まで、45の 1、45の 3、46の 1、60の 1、60の 3、61から78まで、79の 1、79の 2、80の 1、80の 2、81から96まで、97の 1、97の 3、110の 1、111、112、113の 1、113の 2、114から133まで、134の 1、134の 2、135、136の 1、136の 2、137の 1、137の 2、138から144まで、145の 1、145の 2、146から149まで、150の 1、158の 1、159から169まで、170の 1、170の 2、171から181までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和女米木字水里

1から8まで、9の 1、10から23まで、24の 1、25の 1、25の 2、26、27、28の 1から28の 3まで、29から36まで、37の 1、37の 2、38から67まで、68の 1、68の 2、69から75まで、76の 1、76の 2、77の 1から77の 3まで、78から84まで、85の 1、85の 3、86から89まで、90の 1、90の 2、91から93まで、95の 4、111の 1、111の 5、111の 12から111の 14まで、112から119まで、120の 1、120の 2、121の 1、122の 1、123の 1、124の 1、124の 2、125から131まで、132の 1、132の 2、133から135まで、136の 1、136の 2、137から145まで、146の 1、146の 2、147の 1、147の 2、148から159まで、160の 1、161の 1、161の 2、162の 1、163から165まで、166の 1、166の 2、167、168、169の 1、170の 1、171の 2、183から185までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和戸賀沢字五石前

80から84までの各一部、85、85の 1、86から91まで、92から94までの各一部、97の一部、98、99から106までの各一部、116から118までの各一部、120の一部、124の一部、125の一部、127の一部、131から133の各一部、136の 1の一部、228の一部、229の一部、230、231、およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和戸賀沢 字戸賀沢	秋田市雄和女米木字長面 109の一部、111から120までの各一部、158から161までの各一部、162から168まで、169の一部、170から179まで、180から183までの各一部、190の 3、192の一部、193の一部、194から205までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和女米木字水里 96の 1、96の 2 およびこれらの区域に隣接介在する水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和戸賀沢字五石前 1 から45まで、46の 1、47から79まで、80から84までの各一部、92から94までの各一部、95、96の 1、96の 2、97の一部、99から106までの各一部、107から115まで、116から118までの各一部、119、120の一部、121から123まで、124の一部、125の一部、126、127の一部、128から130まで、131から133までの各一部、134から136まで、136の 1 の一部、137から154まで、155の 1、156から161まで、162の 1、163の 1、163の 2、164の 1、164の 2、178の 1、179から188まで、189の 1、190の 1、192の 1、193の 2、195から227まで、228の一部、229の一部、232から256までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和戸賀沢字御江田 14の 4、15の 1、49の 1、49の 2、50、51、59の 3、60の 1、62の 1、63の 1、64の 1、66の 1、68の 1、70の 1、77の 1、78の 1、159の 1、159の 3、167、170、171、172の 4、174から179まで、202から215まで、216の 1、217の 1、218の 1、219の 1、220の 1、221から241まで、242の 1、243の 1、243の 4、244の 2、245の 1、245の 3、246、247の 2、248の 1、249から260まで、261の 1、262の 1、263の 1、264の 1、265から268まで、269の 1、270の 1、271の 2、273の 1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和戸賀沢字片田 16から48まで、50、109から125まで、127から131までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部

秋田市告示第314号

秋田市自動車臨時運行許可取扱規則（昭和29年規則第18号）第4条第3項の規定に基づき次の自動車臨時運行許可番号標番号は無効とする。

平成19年12月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

自動車臨時運行 許可番号標番号	無 効 年月日	貸 与 者 の 住所・氏名	貸 与 年月日
秋 田 3－45	平成19年 12月27日	秋田市雄和椿川字 方福52 Y K フェイナル 黒 崎 泰 樹	平成19年 12月21日

秋田市告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年12月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
マ リ ア の 家	秋田市寺内蛭根二丁目 6 番34号	平成19年 11月 1 日
秋 田 往 診 ク リ ニ ッ ク	秋田市広面字谷内佐渡336 番地 2	平成19年 11月22日
後 藤 齒 科 医 院	秋田市保戸野通町 2 番28 号	平成19年 11月 1 日

小 規 模 多 機 能 ホームふきのとう	秋田市濁川字家ノ前113 番地	平成19年 11月 1 日
デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー ふ き の と う	秋田市濁川字家ノ前113 番地	平成19年 11月 1 日
指 定 通 所 介 護 事 業 所 ほ っ と 松 崎	秋田市下北手松崎字家ノ 前 4 番地 4	平成19年 9 月 1 日
ラ イ フ サ ポ ー ト も み の 樹	秋田市卸町五丁目 1 番35 号 アーバンティ菅鉄Ⅲ 203号	平成19年 12月 1 日

秋田市告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49号および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のため医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年12月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋 田 往 診 ク リ ニ ッ ク	秋田市広面字谷内佐渡336 番地 2	平成19年 11月22日
後 藤 齒 科 医 院	秋田市保戸野通町 2 番28 号	平成19年 11月 1 日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
後 藤 齒 科 医 院	秋田市保戸野通町 2 番28号	平成19年 10月31日

秋田市告示第317号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年12月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ア イ 薬 局	秋田市泉字登木227-2 ソルナビル 1 階	平成20年 1 月 1 日

教 委 告 示

秋田市委教告示第16号

平成19年12月20日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成19年12月14日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

付議案件

- 1 平成20年度教職員人事異動方針について
- 2 学校教育法施行細則の一部を改正する件
- 3 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件
- 4 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成19年12月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の 1 の数 5,395人
- 2 3 分の 1 の数 89,905人

秋市選管告示第77号

秋田市選挙管理委員および補充員に異動があったので、秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選管告示第 6 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月28日

秋田市選挙管理委員会

1 委員 新 秋田市山王二丁目 3 番10-1301号

古 谷 薫

秋田市泉南二丁目 3 番15号 安 井 貞 三

秋田市榎山石塚町 4 番15号 金 持 異

秋田市將軍野東三丁目 4 番34号

工 藤 任 国

旧 秋田市山王二丁目 3 番10-1301号

古 谷 薫

秋田市八橋イサノ一丁目18番17号

大 塚 隆 一

秋田市手形休下町 9 番36号 石郷岡 信義

秋田市手形字十七流174番地の 3

古 谷 隆 一

2 補充員 新 秋田市広面字長沼 7 番地の 29

大 友 武 夫

秋田市仁井田二ツ屋一丁目11番37号

齊 藤 弘 子

秋田市八橋イサノ一丁目18番17号

大 塚 隆 一

秋田市川元開和町13番17号 浮 嶋 正 勝

旧 秋田市榎山南中町 8 番43号 渡 部 雅 子

秋田市泉菅野一丁目 9 番23号 加 藤 廣 征

秋田市飯島鼠田三丁目 2 番66号

三 浦 東

秋田市上新城中字片野33番地 1

永 田 賢之助

秋市選管告示第78号

秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選管告示第 6 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名を、次のとおり告示する。

平成19年12月28日

秋田市選挙管理委員会

秋田市山王二丁目 3 番10-1301号 古 谷 薫

秋市選管告示第79号

檢察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条の規定により檢察審査員候補者の選定を行う場所および日時を次のように定めたので同条第 3 項の規定により告示する。

平成19年12月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成20年 1 月 7 日 午前 9 時

農 委 告 示

秋田市農委告示第15号

平成19年12月20日午後 3 時30分秋田ビューホテルに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成19年12月13日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市上新城石名坂字泉沢10番地の2 三浦一雄の
農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外18
件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第67号

次の下水道使用料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該下水道使用料納入通知書は、上下水道局普及促進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年12月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
2 送達する書類
下水道使用料納入通知書

公 告

秋田市公告

国土調査法により、平成18年度に地籍調査を行った地域の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の閲覧に供する。

平成19年12月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 調査を行った地域 秋田市河辺北野田高屋字獅子岱、木賊沢、畑ノ沢、竹ノ子沢、桃ノ木沢、畑務沢、上堂ヶ沢、堂ノ前、森ノ沢、大木沢の各一部
2 地図および簿冊の名称 地籍図（案）・地籍簿（案）
3 閲覧期間 平成19年12月6日から平成19年12月25日まで
4 閲覧場所 河辺市民センター 1階 閲覧会場
出張閲覧場所 秋田市河辺北野田高屋 畑・獅子岱公民館
12月16日(日)午前9時から午後3時まで
5 閲覧時間（出張閲覧を除く） 期間中閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。
6 誤り等訂正の申出 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申し出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
7 地図は、平成18年11月に測量し簿冊は、平成19年11月11日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成19年8月21日付け秋田市指令第6492号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年12月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
弘前市大字南大町一丁目1番地1
株式会社東日本不動産
代表取締役 秋 元 浩
2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市土崎港南三丁目524番4

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年12月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
市 原 俊 晃	秋田市広面字谷内佐渡336番地2 秋田往診クリニック

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成19年12月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
(1) 放置されていた場所および台数
追分駅前自転車等駐車場 30台
上飯島駅自転車等駐車場 8台
土崎駅前自転車等駐車場 24台
土崎図書館前自転車等駐車場 9台
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 45台
新屋駅前自転車等駐車場 26台
牛島駅東自転車等駐車場 10台
牛島駅西自転車等駐車場 5台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場 3台
(2) 撤去し、保管した年月日
平成19年12月6日から同年12月7日まで
(3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成19年12月26日から平成20年6月26日まで
2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
3 自転車等の処分
この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物又は不要物として処分する。
4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市公告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147条）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成19年12月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 1,484,000円
- (3) 見 積 価 額 14,839,000円

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成20年 1 月 8 日(火)午後 1 時から平成20年 1 月21日(月)午後 5 時まで
- (2) 入札
平成20年 1 月23日(水)午後 1 時から平成20年 1 月29日(火)午後 1 時まで
- (3) 開札
平成20年 1 月29日(火) 午後 1 時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成20年 2 月 5 日(火) 午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部納税課

7 買受代金納付期限

平成20年 2 月 5 日(火) 午後 2 時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申し出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

13 消費税の取扱い

土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価額にすでに消費税相当額を含んでいる。

14 その他

- (1) 公売財産に入札しようとする者（以下入札者）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続きが必要である。
- (2) 入札にあたり、公売保証金の納付が必要となる。
- (3) 入札は、入札期間中に 1 回のみ可能である。なお、1 度行っ

た入札は入札者の都合による取り消しや変更はできない。

- (4) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
- (5) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (6) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。

秋田市公告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147条）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成19年12月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (3) 見 積 価 額 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成20年 1 月 8 日(火)午後 1 時から平成20年 1 月21日(月)午後 5 時まで
- (2) 入札
平成20年 1 月23日(水)午後 1 時から平成20年 1 月25日(金)午後 零時30分まで
- (3) 開札
平成20年 1 月25日(金) 午後12時30分

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成20年 2 月 1 日(金) 午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部納税課

7 買受代金納付期限

平成20年 2 月 1 日(金) 午後 2 時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申し出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 消費税の取扱い

落札価額の 5 % とする。

13 その他

- (1) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
- (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (3) いかなる理由があっても、引き渡し財産の返品はできない。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年12月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
佐 藤 浩 徳	秋田市飯島字堀川84番地 秋田緑ヶ丘病院
新 津 秀 孝	秋田市川元松丘町 4 番30号 市立秋田総合病院
福 井 伸	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号 秋田組合総合病院

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成19年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 申請者の住所および氏名
秋田市八橋本町三丁目18番33号
株式会社むつみワールド
代表取締役 佐々木 克 巳
- 道路位置指定箇所
秋田市広面字鍋沼59番 1
- 道路幅員 4.00メートル
- 道路延長 30.50メートル
- 指定年月日および番号
平成19年12月25日 第 7 号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成19年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成19年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 閲覧場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市農林部農林総務課
- 閲覧期間 平成19年12月27日から
平成20年 1 月22日まで
ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）、12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。
- 閲覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成19年 8 月31日付け秋田市指令第6640号で許可した開発行

為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市泉中央二丁目 8 番 9 号
株式会社リングス秋田
代表取締役 千 田 芳 幸
- 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市土崎港北三丁目131番 1 および155番

秋田市公告

秋田市マイタウン・バス北部線運行業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成19年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 業務概要
 - 業 務 名
秋田市マイタウン・バス北部線運行業務
 - 業務内容
本業務は、秋田市北部郊外部（金足地区、下新城地区、上新城地区）における路線バスの代替交通として、予約式乗合タクシーを運行するものである。
 - 業務期間
平成20年 4 月 1 日から平成20年9月30日まで。
 - 予定価格
9,600,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。
ただし、初期投資分として、1,500,000円（消費税および地方消費税を含む。）を含む。
- 参加資格
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない者であること。
 - 業務期間前までに道路運送法第4条の許可を取得できる者であること。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者でないこと。
 - 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - 秋田市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- 手続等
 - 担当部局
〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部都市総務課交通政策室
TEL 018-866-2085 FAX 018-866-8814
E-mail：ro-urmn@city.akita.akita.jp
 - 実施要領の交付

- ① 交付期間：平成19年12月26日(火)から平成20年 1 月15日(火)まで
- ② 交付方法：実施要領は、秋田市都市整備部都市総務課交通政策室ホームページ
(<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/mn/05kotu/default1.htm>) からの入手を原則とする。また、担当部局においても希望者には直接交付する。(直接交付は、午前 9 時から正午まで、および午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、平成19年12月29日から平成20年 1 月 3 日までおよび、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(3) 参加表明書の提出

- ① 提出期限：平成20年 1 月15日(火) 午後 5 時
- ② 提出場所：上記 3 (1)に同じ。
- ③ 提出方法：持参のみとする。
- ④ 受付時間：午前 9 時から正午まで、および午後 1 時から午後 5 時までとする。

ただし、平成19年12月29日から平成20年 1 月 3 日までおよび、土曜日、日曜日、祝日を除く。

(4) 企画提案書（別途提出要請を受けた者に限る。）の提出

- ① 提出期限：平成20年 1 月18日(金) 午後 5 時
- ② 提出場所：上記 3 (1)に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。郵送による提出の場合にあっては提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合にあっては提出期限までの日（土曜日および日曜日、祝日を除く。）の午前 9 時から正午まで、および午後 1 時から午後 5 時までに限り受け付ける。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

- (1) 参加表明書を提出した者のうちから秋田市マイタウン・バス運行事業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
- (2) 企画提案は、業者選定委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務請負予定者を特定するものとする。

5 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、原則として返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することができるものとする。
- (6) 前号により公表する場合、秋田市はその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条第 1 項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる

医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所	備 考
伊 藤 紘 朗	秋田市川元松丘町 4 番30号 市立秋田総合病院	平成20年 1 月 1 日から実施

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成19年12月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	委 託 名	業務場所	業 務 期 間
	市立秋田総合病院 給食業務委託	市立秋田 総合病院	平成20年 4 月 1 日から 平成21年 3 月31日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次の事項に該当するときは、参加することができません。

- ア 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者
- イ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者
- ウ 社会福祉法人、宗教法人、NPO 法人である者
- エ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当する者
- オ 本市の指名停止期間中である者
- カ 下記に該当しない者

(ア) 秋田県内に本社、支店、営業所等（法人登記していること）があること。

(イ) 過去 5 年以内に病床数が400床以上の総合病院で、病院給食業務の実績を 1 年以上有するもの

(ウ) 食中毒等の発生時において、市立秋田総合病院の厨房が使用できない場合、市立秋田総合病院の献立に基づいた給食を自社の設備で、代行業務が可能であること。ただし、自社の設備はないが、代行業務が可能な場合は、参加することができ、その場合、代行業務を証明できる書類等を提出すること。いずれの場合も調理後 2 時間以内に配膳すること。

(エ) 給食業務を行うにあたり、設備および使用器具として、別紙仕様書（市立秋田総合病院事務局総務課企画経理担当にて閲覧することができる）における温冷配膳車（トレイ含む）12台、スチームコンベクション 2 台を設置すること。

なお、同等の機能を所有する同仕様書以外の設備、および器具を設置する場合は、事前に申し出ること。また、その場合、設置にかかる付帯工事等の費用を負担すること。

契約終了時にあたっては、原状復旧をすること。

(オ) 医療法第15条の 2 および医療法施行規則第 9 条の10の

基準を満たしていること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 1 月24日(木) 午前10時

入札の場所 秋田市川元松丘町 4－30
市立秋田総合病院 2 階 講堂

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 1 月31日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、
入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された
金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加
算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある
ときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札
価格とするので、消費税および地方消費税に係
る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もつ
た契約希望金額の105分の100に相当する金額を
入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札
を 1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上
あるときは、直ちにくじにより落札者を決定す
る。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成20年 1 月16日(水)までに、
公募型指名競争入札参加申込書および下記書類等（以下「申
込書等」とする）を提出すること。

ア 営業経歴書

イ 登記簿謄本の写し

※申請日前 3 ヶ月以内のもの

ウ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

※直前決算時のもの

納税証明書

※滞納のある場合は受理できません。

（領収書の写し、口座振替済通知書の写しは不可としま
す。）

(ア) 法人市民税（直近の事業年度のもの）

※課税されていない場合は「法人設立・事業所設置届出書」
の写しを提出してください。

(イ) 事業所税（直近の事業年度のもの）

※課税されていない場合は必要ありません。

(ウ) 固定資産税（平成19年度（申請時納期到来分までのも
の）および平成18年度）

※課税されていない場合はその証明書を提出してください。

(エ) 消費税および地方消費税（その 3 ・未納税額のない証
明用、申請時納期到来分までのもの）

※課税されていない場合はその証明書を提出してください。

(オ) 健康保険料および厚生年金保険料（申請月の前々月納
付分から過去12ヶ月分）

エ 契約書の写し（過去 5 年以内に病床数が400床以上の総
合病院で、病院給食業務の実績を 1 年以上有していること
を証明するもの）

オ 代行業務証明書（代行業務をおこなうにあたっての関連
施設等の承諾書等）

カ 医療法第15条の 2 および医療法施行規則第 9 条の10の基
準を満たしていることを証明する書類（受託責任者等の履

歴書、標準作業書、業務案内書、業務の管理体制を記載し
た書類等）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは
受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年12月28日(金)から平成20年 1 月16日(水)
までの土曜日および日曜日・祝日、年末年始（平成19年12
月29日(土)から平成20年 1 月 3 日(木)）を除く毎日、午前 9 時
から12時、午後 1 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 市立秋田総合病院

1 階 事務局総務課企画経理担当

ウ 申込書・営業経歴書・入札書・委任状等

市立秋田総合病院ホームページから入手すること。

ホームページアドレス <http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newho/default.htm>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に
指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない
場合がある。

その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 1 月22
日(火)午前に通知する。

5 仕様書および入札物件見本の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成19年12月28日(金)から平成20年 1 月16日(水)
までの土曜日および日曜日・祝日、年末年始（平成19年12月
29日(土)から平成20年 1 月 3 日(木)）を除く、午前 9 時から12時、
午後 1 時から午後 4 時まで。

(2) 閲覧場所は、市立秋田総合病院 1 階事務局総務課企画経理
担当

(3) 仕様書は、市立秋田総合病院ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、
その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け
負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託
する場合は、外部委託の報告書の提出を契約締結時に求める。

(4) 契約書は、印紙税が課税される。

(5) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入
札を執行する。

(6) この入札は、取りやめること、または延期することがある。

(7) 契約は 1 食あたりの単価契約とする。入札にあたっては、
各食種の単価に単年度の予定数量又は日数を乗じた金額を算
出し、全品目の合計金額により比較をおこなう。予定数量は、
今年度実績に基づき算出した数であり、患者数の増減に伴い
数量が変動することがある。なお、予定数量等詳細について
は市立秋田総合病院事務局総務課企画経理担当まで確認する
ものとする。

(8) 入札に関する問い合わせ先

市立秋田総合病院事務局総務課企画経理担当

電話 018-823-4171（内線2134）

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第 5 条の規定に基づき、平成19年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成19年12月 7 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修 繕 番 号 ・ 修 繕 名	修 繕 場 所	履行期限	入札参加要件
第33号 ハロゲン化物消火設備ダンパー修繕	秋田市上下水道局 (川尻みよし町14番 8 号)	平成20年 2 月29日	3 に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年12月25日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局 3 階 入札室

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成19年12月27日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 秋田市に本社を有していること。
(2) 秋田県内においてハロゲン化物消火設備の保守点検又はハロゲン化物消火設備の改修等の実績があること。
(3) 資格を有する者（消防設備士 甲種第 3 類）を主任技術者として本業務に配置できること。
(4) 租税に滞納がないこと。
(5) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
(6) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年12月19日(水)までに、

横森二丁目および下新城長岡字毛無谷地の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成19年12月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方

(ア) 入札参加申込書（様式 1 （省略））

(イ) 実績調書（様式 2 （省略））および契約書等の写し

(ウ) 配置予定資格者の免状の写し

イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方

(ア) 入札参加申込書（様式 1 （省略））

(イ) 実績調書（様式 2 （省略））および契約書等の写し

(ウ) 配置予定資格者の免状の写し

(エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 カ月以内に発行されたものに限る。）

(オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年12月10日(月)午後 1 時から平成19年12月19日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成19年12月10日(月)午後 1 時から平成19年12月21日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年12月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第32号 旭川東配水ブロック 流量水圧監視盤整備	添川字地ノ内地内	平成20年 3 月21日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①電気工事 A 級又は B 級 ②秋田県内の水道施設（浄水場・配水場他）又は秋田県内の下水道施設（終末処理場・ポンプ場他）で、計装設備工事の元請実績があること。 （基本的要件については別に記載）

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事 A 級又は B 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事の A 級又は B 級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年12月25日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 3 階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年12月27日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年12月19日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式 1 （省略））

イ 施工実績調書（別記様式 2 （省略））

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 3 （省略））
（資格者証の写しを添付）

- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年12月10日(月)午後 1 時から平成19年12月19日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年12月20日(木)午後1時に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年12月10日(月)午後 1 時から平成19年12月21日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり公共下水道築造工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成19年12月11日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 下管渠 第56号
- (3) 工 事 名 公共下水道保戸野幹線築造工事
- (4) 工 事 場 所 八橋運動公園地内ほか
- (5) 工 事 概 要
管きょ工（推進）
推進工法用鉄筋コンクリート管（φ1650） L=410.10m
マンホール工
特殊人孔 φ2700 N=1 箇所
付帯工 1 式
- (6) 工 事 期 限 平成20年 3 月31日(月)
- (7) 予 定 価 格 230,524,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成20年 1 月23日(水)
- (9) 契約予定期日 平成20年 1 月29日(火)
- (10) 注 意 事 項
ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
ウ 本市では、設計金額が5千万円以上の工事について、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
オ 入札執行回数は、1回を限度とする。
公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
代表者要件
ア 公告日時において、秋田市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。かつ、その申請が有効期間満了日を経過していないこと。
イ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。
ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査（直近の審査結果通知書）の土木一

式工事の総合評定値（P）が1,200点以上であること。

- エ 中大口径推進工法（内径800mm以上のものに限る）による公共下水道築造工事の元請けの実績があること。
 - オ 秋田市内に営業所（建設業法第3条第1項に規定するもの）を有すること。
 - カ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 - キ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
 - ク 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 代表者以外の構成員要件
- ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。
 - イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
 - ウ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。
 - エ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。
 - オ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
 - カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成20年 1 月 7 日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式 1（省略））（代表者の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを添付のこと。）
イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式 2（省略））の写し
ウ 施工実績調査（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式 3（省略））
エ 配置予定技術者調査（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式 4（省略））
オ 誓約書（様式 5（省略））
- (2) 本入札は電子入札により執行するため、参加しようとする共同企業体は(1)に掲げる申請書等と合わせ、電子証明書の購入の手續に必要な次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、共同企業体として電子証明書を購入しなければならない。
ア BizLink 電子認証サービスDタイプ電子証明書利用申請書（JV）
イ 代表者となる者の印鑑登録証明書の原本（発行日から3ヶ月以内のもの）
ウ 委任状（代表者から支店・営業所等へ委任されている者に限る）
- (3) 申請書等の提出
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年12月11日(火)から平成20年 1 月 7 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市役所財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。また、3 の(2)についてはエヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社のホームページ (http://www.nttbiz.com/service/ca/bizca/aki-ca/page_jv.html) から入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 上下水道局事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 1 月15 日(火)に電子入札システムを使用して、3 の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 3 の(2)により取得する電子証明書は指名の有無にかかわらず申請者に送付される。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、下記に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社 住宅事業部
秋田市山王一丁目 2 番35号 (市役所山王別館 1 階)
電話 018-863-2581 F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成19年12月11日(火)から平成20年 1 月16日(水)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1 式 7,130円 (設計書530円、図面 6,600円) (税込) (CD-ROM 無)
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること)により、平成20年 1 月16日(水)までに F A X で販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取ること。ただし販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。(無料)
- (8) 閲覧期間 平成19年12月11日(火)から平成20年 1 月22日(火)午後 3 時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市役所財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 (昭和51年秋田市条例第19号) 第 5 条の規定に基づき、平成19年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成19年12月20日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

外旭川字待合の一部 (別添図面 (省略) に表示された施工箇所
に面した土地又は排水可能となる土地)